

第三百三十一回 参議院地方行政委員会會議録第二号

平成六年十一月一日(火曜日)
午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長 岩本 久人君
理事 鎌田 要人君
岩崎 昭弥君
釘宮 馨君
有働 正治君

委員

石渡 清元君
関根 則之君
服部三男雄君
松浦 功君
上野 雄文君
篠崎 年子君
山口 哲夫君
渡辺 四郎君
小林 正君
長谷川 清君
続 訓弘君
西川 潔君

衆議院議員

修正案提出者 山名 靖英君

国務大臣

自治大臣 野中 広務君
国務大臣 (国家公安委員会委員長)

政府委員

警察庁長官官房 菅沼 清高君
自治大臣官房長 秋本 敏文君
自治省行政局長 吉田 弘正君

事務局側

自治省行政局長 鈴木 正明君
自治省行政局長 佐野 徹治君
自治省財政局長 遠藤 安彦君
自治省税務局長 滝 実君
消防庁長官 紀内 隆宏君
常任委員会専門員 佐藤 勝君

説明員

大蔵省主計局共済課長 松川 忠晴君
大蔵省主税局税制第一課長 福田 進君

本日の会議に付した案件

○小委員会設置に関する件
○地方行政の改革に関する調査
(地方行政、消防行政、警察行政等の諸施策に関する件)

○地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(第百二十九回国会内閣提出、第百三十一回国会衆議院送付)

○委員長(岩本久人君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

まず、小委員会の設置に関する件を議題といたします。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の運用及び風俗営業に関する制度及び運用等について調査検討するため、小委員八名から成る暴力団員不当行為防止法及び風俗営業等に関する小委員会を設置したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岩本久人君) 御異議ないと認めます。つきましては、小委員及び小委員長の選任は、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岩本久人君) 御異議ないと認めます。それでは、小委員に鎌田要人君、服部三男雄君、岩崎昭弥君、篠崎年子君、釘宮馨君、続訓弘君、有働正治君及び西川潔君を指名いたします。

また、小委員長に鎌田要人君を指名いたします。なお、小委員及び小委員長の辞任の許可及びその補欠選任、並びに小委員会から参考人の出席要請がありました場合の取り扱いにつきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岩本久人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(岩本久人君) 次に、地方行政の改革に関する調査を議題とし、地方行政、消防行政、警察行政等の諸施策について、野中自治大臣・国家公安委員会委員長から所信を聴取いたします。野中自治大臣。

○国務大臣(野中広務君) 委員長、理事、委員の皆様におかれましては、平素から地方行政及び警察行政の推進に格段の御尽力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

新内閣が発足して四カ月が経過いたしました。私も、内閣の一員として、行財政改革、税制改革などの山積する諸課題の解決に向けて全力を尽くしているところであります。政治改革につきましても、衆議院議員選挙区画定審議会からの勧告を尊重したいわゆる区割り法案を国会に提出し、そ

の早期成立に向けて努力いたしております。この機会に所管行政の当面する諸問題につきまして所信の一端を申し上げ、皆様の深い御理解と格段の御協力を賜りたいと存じます。

さて、内外ともに大きな変革期を迎えておる今日、国民が豊かさやゆとりを実感できる社会を実現していく上で、地域の総合的な行政主体である地方公共団体の役割はますます増大しております。

地方行政を取り巻く環境には依然として極めて厳しいものがありますが、高齢社会に対応した地域福祉対策、自主的・主体的な地域づくり、社会資本整備、地域環境の保全・創造などをさらに推進していく必要があります。このため、国、地方を通ずる行政改革を一層進めるとともに、今後とも地方財源の充実確保を図り、地方分権を推進していかねばなりません。

私は、このような基本的認識のもとに、真の地方自治を確立するため、最大限の努力を払ってまいります。

以下、概要について御説明いたします。

まず、地方分権の推進について申し上げます。申し上げるまでもなく、今日、地方公共団体の自主性・自立性を強化し、地方分権の推進を図っていくことが重要な課題となっております。

政府といたしましては、年内に地方分権推進の基本理念や取り組みべき課題と手順を明らかにした大綱方針を策定することとし、現在、行政改革推進本部に設置された地方分権部会におきまして、大綱方針の骨格の検討を精力的に行っております。この大綱方針に基づいて、速やかに地方分権の推進に関する基本的な法律の制定を目指すこととしております。

去る九月二十六日には、全国知事会を初めとする地方六団体から、国会及び内閣に対し、地方分

権の推進に関する意見書の提出がなされ、また本年四月に発足した第二十四次地方制度調査会においても、去る十月五日に、地方分権推進について専門小委員会からの中間報告が出されたところであります。

私といたしましては、地方分権部会での大綱方針の取りまとめや地方制度調査会の審議等も踏まえ、今後とも一層地方分権を進め、真の地方自治の実現に最大限の努力を傾けてまいりたいと考えております。

また、地方分権の推進は、地方公共団体としてその期待にこたえるべき責任と行動を求めるところであります。地方公共団体における行政改革につきましては、去る十月七日、地方公共団体における行政改革推進のための指針を策定し通知したところであり、地方公共団体がこの指針に沿って自主的・主体的な行政改革の推進に従来にも増して積極的に取り組んでもまいりたいと考えております。

なお、市町村合併に関する制度等につきましては、来年三月には現行の市町村合併特例法が期限切れになることも踏まえ、現在、地方制度調査会において御審議いただいているところであります。

このような地方分権を進める基本は、国民が豊かさゆとりを実感できる魅力ある地域社会を実現することにあります。地方公共団体は、地域の総合的な行政主体として、みずからの創意に基づき施策を積極的に展開していくことが何よりも必要であります。

このため、地域の特色を生かした社会資本整備、高齢社会に対応した福祉施策、地域環境の保全・創造、文化・スポーツ等地域振興、国際交流・国際協力の推進等、総合的な地域施策を積極的に推進してまいりたいと考えております。

次に、地方税制について申し上げます。

地方公共団体と住民との税による結びつきは地方自治の基盤であり、この上に立つてこそ時代の要請である地方分権の推進が図られるものと考え

ます。したがって、裏づけとなる地方税源の充実確保は極めて重要であります。活力ある豊かな福祉社会の実現に向けた今次の税制改革等の一環として、個人住民税について税率適用区分の見直し、基礎控除等の引き上げ等を行い、また平成七年度において定率による特別減税を実施することにも、消費増税と税にかえて平成九年度から地方税としての地方消費税を創設し、地方税源の充実を図ることといたしました。また、これにあわせて消費税に係る地方交付税率を引き上げることとし、現在これらを内容とした法律案を御審議いただいているところであります。

私は、今回の税制改革等により、地方分権の推進や地域福祉の充実に向け一層弾みがつくものと期待しております。

また、基地交付金及び調整交付金につきましては、基地所在市町村の実情にかんがみ、増額を図りたいと考えております。

次に、地方財政について申し上げます。

現下の地方財政は、景気の低迷を反映して大幅な収支不均衡の状況に陥った上、平成六年度には所得税、住民税の特別減税等の影響が加わり、巨額の財源補てん対策が必要になるとともに、百兆円に及ぶ借入金残高を抱え、その償還が大きな負担となっているなど、極めて厳しい事態に直面しております。

その一方で、地方公共団体は高齢社会への対応、生活関連社会資本の整備等、内政上の重要政策課題についてますます大きな役割を担うことが求められております。

したがって、今後とも事務事業の見直し、給与・定員管理の適正化等、行政改革を積極的に推進して行政経費の節減合理化を図るとともに、当面しているさまざまな課題に適切に対応できるよう、地方税、地方交付税などの地方一般財源の充実確保に努めてまいり所存であります。

さらに、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策として、国の施策にあわせて、地域活力の低下が懸念される農山村地域等について、地域の自主

性、創意工夫を生かした活性化方策の推進が図られるよう、農山漁村ふるさと事業の創設を含め、農山漁村対策等の地方単独施策を拡充することとし、平成十二年までの六年間において、ソフト事業、ハード事業を合わせて約一兆二千億円程度の地方単独施策を実施してまいりたいと考えております。

また、地方公営企業につきましては、効率的な経営に努めつつ、社会経済情勢の変化、住民ニーズの多様化等に的確に対応し、上下水道、地下鉄、病院等の生活関連社会資本の整備を積極的に進めてまいります。

次に、公務員行政についてであります。公務が国民や住民の福祉向上を目指すものであるとの基本に立って、さらに公務効率の向上、厳正な服務規律の確保、給与・定員管理の適正化、正常な労使関係の樹立等に努めてまいります。

また、二十一世紀初頭には本格的な高齢社会を迎えることとなることから、共済年金制度につきましても、適切な給付水準を維持しつつその長期的な安定が図られますよう対処するとともに、高齢者雇用について検討を進め、雇用と年金の連携に十分配慮してまいりたいと考えております。

次に、消防行政について申し上げます。

我が国の消防は、自治体消防として発足してから約半世紀を迎えようとしており、この間、制度、施策、施設等の各般にわたって着実な歩みを進めてまいりました。

しかしながら、先般の北海道東方沖地震、四月の名古屋空港中華航空機事故、昨年の北海道南西沖地震や豪雨災害などの災害、事故が発生し、多くのとうとい人命や財産が失われております。雲仙岳も今なお活動を続け、予断を許さない状況にあります。さらに、近年の都市化の進展、社会経済の変化に伴い、災害の態様も複雑多様化しております。

私は、このような状況にかんがみ、何よりも人命の尊重を基本とし、国民生活の安全を確保していくため、消防力をさらに充実強化するとともに

に、住民、事業所及び消防機関が一体となった地域ぐるみの消防防災体制を確立することが重要であるとと考えております。

このため、大規模災害に備えた消防防災通信ネットワークの強化や航空消防防災体制の整備を行うほか、救急業務の高度化を進めるなど、施設の整備や装備の高度化を図るとともに、消防団の活性化と自主防災体制の整備に努めてまいりたいと考えております。また、危険物施設の安全の確保、住宅防火対策、災害弱者の安全確保等にも努めてまいりたいと考えております。

次に、警察行政について申し上げます。

良好な治安は国家社会発展の基盤であり、国民一人一人が豊かで安心できる生活を送るために欠くことのできないものであります。

最近の治安情勢は、変化の著しい内外諸情勢を反映して、各種警察事象の多様化、広域化、国際化が急速に進むなど、極めて厳しいものがありますが、私は、我が国が誇る財産とも言うべき良好な治安を維持向上させるために全力を尽くし、国民の皆様の期待と信頼にこたえてまいり所存であります。

初めに、犯罪情勢と対策について申し上げます。

最近、企業幹部を対象とした襲撃事件や無差別けん銃発砲事件、報道機関に対する発砲事件、現金輸送車襲撃事件、さらにラッシュ時の駅構内において通勤途上の医師が射殺される事件が発生するなど、極めて凶悪な犯罪が多発し、けん銃が市民生活、企業活動、言論活動等に直接向けられるというまことに憂慮すべき情勢が生じております。現在、警察としては、これら事件の検挙、解明に全力を挙げるとともに、暴力団に対する取り締まり、けん銃摘発等を徹底し、この種犯罪の防圧に最大限の努力をいたしております。今後とも、暴力団の壊滅、銃器犯罪の根絶を目指し、関係部門の総力を結集した諸施策を強力に推進してまいり所存であります。

一方、近年、広域にわたる凶悪犯罪が多発し、

また集団密航事件や来日外国人による犯罪が急増するなど、犯罪の広域化、国際化の傾向が顕著となっております。こういった情勢を踏まえ、第百二十九回国会において、広域捜査、国際協力等に関する制度、組織を整備する警察法の一部改正がなされたところでありますが、本改正法の効果的な運用を図るとともに、捜査員のプロフェッショナル化、科学捜査力の向上に努め、対応の万全を期してまいりたいと考えております。

また、薬物事犯については、覚せい剤の乱用に加え、大麻事犯の少年への浸透や来日外国人による薬物事犯の増加が見られるなど、薬物乱用は拡大、多様化する傾向にあることから、密輸密売ルートへの遮断や薬物乱用根絶のための諸対策を一層強力に推進することとしております。

次に、警備情勢と対策についてであります。極左暴力集団については、昨年来、多くの秘密アジトや活動家を摘発、検挙した結果、テロ、ゲリラ事件の発生は大幅に減少しているものの、依然として武装闘争を指向しております。また、右翼は、不健全な資金獲得活動に伴う犯罪を引き起こす一方、反体制の傾向を強めつつあり、内外の諸問題に敏感に反応してテロ、ゲリラ等の凶悪事件を敢行するおそれがあります。今後とも不法行為の防犯、検挙の徹底を期していく所存であります。

次に、交通情勢と対策についてであります。本年の交通事故死者数は既に八千人を超えており、このまま推移すると七年連続して一万人を超すという人命が交通事故により失われることが予想され、まことに憂慮にたえません。また、交通渋滞や違法駐車、過積載、暴走族の問題等多くの課題があります。

このため、本年五月に施行された運転者対策の強化等を内容とする改正道路交通法の効果的な運用に努めているほか、交通安全教育の推進、交通安全施設の整備、効果的な指導取り締まり、違法駐車対策等を総合的に推進し、安全で円滑な道路交通の確保を期してまいれる所存であります。

た、高齢者の運転免許人口や事故が増加しているため、道路交通の場が高齢者を優し受け入れられる道路交通環境づくりに努めていくこととしております。

次に、地域社会における安全の確保についてであります。

国民各層は、発生した犯罪を確実に検挙することとはもとより、犯罪、事故、災害による被害が未然に防止され、安全で平穏な市民生活が確保されることを強く求めています。警察としては、犯罪等の未然防止と被害の回復のための警察活動を充実させ、特に高齢者や障害者の方々も安全を実感できるようにきめ細かな諸施策を展開していくこととしております。

そのため、交番、駐在所による事件、事故への即応能力を高める一方、市民への安全に関する情報の提供、各種相談への対応を充実させ、生活安全センターとしての機能を強化することとしております。また、地域の安全活動に取り組んでいるボランティアの方々や自治体とも連携し、地域住民の視点に立った幅広い地域安全活動を展開していく所存であります。

あわせて、少年をめぐる有害環境の浄化、地域ごとの少年非行や少年被害の実態に応じた防止対策等により、我が国の将来を担う少年の健全育成にも引き続き努力していくこととしております。

以上、警察行政の当面する諸問題について申し上げましたが、諸情勢の急激な変化に迅速かつ的確に対応し、治安の万全を期するためには警察体制の一層の充実整備を図ることが必要であります。このため、警察職員一人一人の能力の向上と厳正な規律の保持に努めるほか、装備資機材、情報通信システム、警察施設の拡充等所要の体制整備を図ってまいりたいと考えております。同時に、第一線警察職員が誇りと使命感を持って職務に精励できるよう、処遇の改善や勤務環境の整備にも取り組んでまいれる所存であります。

以上、所管行政の当面する諸問題につきまして所信の一端を申し述べましたが、委員長、理事を

初め委員の皆様は、格別の御協力によりましてその実を上げることができましよう、一層の御指導と御鞭撻をお願い申し上げます。

○委員長(岩本久人君) 以上で所信の聴取は終わりました。

○委員長(岩本久人君) 次に、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。野中自治大臣。

○国務大臣(野中広務君) ただいま議題となりました地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

我が国は、本格的な高齢社会の到来を目前に控えておりますが、国民の老後の生活設計の柱である公的年金制度が今後ともその役割を十分果たしているよう、年金制度を将来にわたって揺るぎないものとしていくことが要請されております。

このため、政府といたしましては、厚生年金保険制度や国家公務員共済年金制度等の見直しと整合を図りつつ、二十一世紀を展望して地方公務員共済年金制度全般にわたる必要な見直しを行うこととし、この法律案を提出した次第であります。

その基本的視点としては、第一に、二十一世紀を活力ある長寿社会とするため、高齢者の雇用の場の確保を初め社会経済全体の方角が問われている中で、公的年金制度もこれに対応し、人生八十年時代にふさわしいものに見直ししていくこととあります。

第二に、高齢化の進展に対応して、地方公務員共済年金制度を長期的に安定させるため、給付と負担の均衡を図るとともに、将来の現役世代に過重な負担が生じないようにすることとあります。

以上がこの法律案を提案いたしました理由であります。

第一に、六十歳代前半の退職共済年金につきましては、その年金の額を給料比例部分相当額とし、一般職員については平成十三年から二十五年にかけて、特定の警察・消防職員については平成十九年度から三十一年度にかけて現行の仕組みから段階的に切りかえることとしております。

さらに、在職中の退職共済年金の一部支給措置について、雇用促進的な仕組みとなるよう改善を図るとともに、雇用保険法による給付との適切な調整を行うこととしております。

第二に、年金額につきましては、定額部分についてその額を引き上げるとともに、給料比例部分につきましては、現役世代との均衡に配慮し、再評価の方式を実質的賃金の上昇率に応じたものに改め、年金額を引き上げることとしております。

第三に、遺族共済年金等の改善であります。遺族共済年金等につきましては、遺族共済年金の受給権者等となる子の年齢要件の改善、退職共済年金と遺族共済年金との併給調整の改善を行うこととしております。

第四に、掛金につきましては、新たに、期末手当等を対象として特別掛金及び負担金を徴収するとともに、育児休業期間中の組合員については申し出により掛金を免除することとしております。

このほか、短期間我が国に滞在した外国人に対する脱退一時金の支給等、所要の措置を講ずることとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及びその内容であります。

なお、原案の在職中の一割支給にする退職共済年金と給与との併給調整の基準となる額及び退職共済年金と雇用保険による給付との併給調整の実施時期並びに施行期日等の規定について、衆議院におきまして所要の修正がなされておりますので御報告いたします。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(岩本久人君) 次に、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案の衆議院にお

る修正部分について、修正案提出者衆議院議員山名靖英君から説明を聴取いたします。山名君。
○衆議院議員（山名靖英君） 山名でございます。
ただいま議題となりました地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして、衆議院における修正の理由とその内容について御説明申し上げます。

第一は、組合員である間の退職共済年金等の一部支給の改善についてであります。

政府原案におきましては、退職共済年金等の受給権者が組合員である間に受給する年金と給与との併給調整の基準額を二十万円とすることとしておりますが、高齢者の就業促進の観点から、本修正案ではその基準額を二十二万円に引き上げることとしたしております。

第二は、雇用保険と退職共済年金との調整についてであります。

政府原案におきましては、雇用保険法の失業給付受給中の退職共済年金の支給停止を平成八年四月一日から、また高齢雇用継続給付受給中の退職共済年金の調整を平成九年四月一日からそれぞれ実施することとしておりますが、近年の雇用状況等を勘案して、本修正案ではともに平成十年四月一日に繰り延べて実施することとしたしております。

第三は、施行期日についてであります。

政府原案において平成六年十月一日を施行期日としている事項につきましては、施行期日が既に経過しているため、公布の日から施行するとともに、年金額の改善措置については平成六年十月一日から適用することとしたしております。

以上が衆議院における修正の概要であります。
○委員長（岩本久人君） 以上で趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終わりました。

山名君は退席されて結構です。御苦勞さまでした。
これより質疑に入ります。
質疑のある方は順次御発言願います。

○山口哲夫君 ただいま提案されました一部改正案についてでございますけれども、期末手当から掛金を徴収するというようにしている、こういうような内容になっております。もちろん、この中には寒冷地手当等も含まれるのではないかとこの話も出ております。これは政令で決めることですからまだ決まっていらないでしようけれども、寒冷地手当というのはそもそも地域的な特殊性のもとに支給されているものでありまして、しかも実費弁償的なものである普通の期末手当とは性格が異なるであろうというように私は考えております。したがって、寒冷地手当までも仮に含めて掛金を徴収するということについては私は反対でございます。どうかひとつ、政令で決めることとさせていただきます。そういつた趣旨を十分御検討いただいて、この寒冷地手当までを含めることのないようにしていただきたい、そういうふうに考えております。私の考えでございますので答弁は不要でございます。

さて、政府側の皆さん、こういう話を聞いたことではないでしょうか。
北海道は、冬になりますとデパートの前に、デパートの開店のころになりますと非常に高齢者がたむろしているという話がよくあります。これはなぜかという、北海道で一人で家に住んでおりますと、暖房をどうしてもたかないわけにいかないわけですね。それで、息子夫婦と一緒に暮らしているとしても嫁さんに気兼ねをしまして、じいさんが一人で部屋にいと朝から晩まで大変な石油をたたくのでどこかへ行っておいでというように、そんなことなんでしょう。それで暖かいデパートに行つて賑々とデパートを一日歩いて帰る。暖房料は使わないで済む。こういう話が実は本当にあるわけですね。非常にこれは私もとしては悲しい話だと思えますけれども、実際にそれが現実なわけですね。

ちなみに一体どのぐらい北海道で暖房料を必要としているのか。なかなかちゃんとした資料がないんですけれども、例えば民間で燃料手当を支給する基準があるんですけど、昨年はドラム缶で九・七本。物すごく大きいドラム缶がありますね、あれ十本ぐらいいたっているんです。単価は、去年一番安かったんですけども、九千四百四十四円です。それから約九万五千円。石油の価格が高いときですと十五万円ぐらい一年間に実は灯油をたいている。これは大変大きな金だと思ふんですけども、こういったものが寒冷地手当の中には含まれているわけですね。

ちなみに公務員の場合、寒冷地手当がどのぐらい出ているかと申しますと、そちらに座つていらつしやる課長さんクラス、課長補佐クラスでしようか、本俸四十万円ぐらいとしますと課長補佐クラスでしようか、地方の県庁あたりに行きますと、計算する基準は複雑なので簡単に申しますと、そういう方で約二十五万円ぐらい寒冷地手当が出る。そのうち約半分ぐらいはもう石油でなくなつてしまふわけですね。そのほか防雪用とか防雪用だとか、いろいろなものが冬になると必要になりますので、そういうものも含めて約二十五万円ぐらい必要としているわけですね。けれども、その金額が年金生活者に入った途端にすぽんと落ちるわけですね。

これはもう年金生活者にしてみると大変苦しい生活を余儀なくされるわけですね、一体どのぐらい、生活保護世帯とちよつと比べてみたんですけども、札幌市の生活保護一年間の支給額、これ高齢者の夫婦二人暮らしですけれども、百九十二万四千何がし、約百九十二万四千円です。それに対して、北海道の市町村職員の共済組合退職共済年金の平均を見ますと百九十八万二千円なんです。札幌の生活保護の基準と比べて年間五、六万円ぐらいいか違わないわけですね。平均ですから生活保護世帯よりも年間を通すとずっと低い年金しかもらわないうで生活しているという人が非常にたくさんいるということなわけですね。ですからさつき申し述べたような、冬になるとデパートを渡り歩くような人が出てくるわけですね。

実は、私もはそういう意味において、年金の中にやはり寒冷地手当のようなものはこれから含めてもらわないと大変苦しい生活を余儀なくされるわけですから、ぜひ考えてもらいたいと思つておるわけですね。毎年、北海道の退職者の方々が政府に対してこういう要請の行動を続けてきているわけですけれども、仮に政令としてこの寒冷地手当も含めて掛金を徴収するなんというところになった場合においては、当然将来においてこれはやっぱり寒冷地手当等についても支給額にはね返らせるようなことを考えなければ、一方ではただ取られる一方で、ほかの方にはさつぱり反映できないということになれば問題があるんじゃないか。

そういうことについて、大蔵省共済課長さん、ぜひひとつお考えをお聞きたい、こう思っていますけれども、いかがでしょうか。

○説明員（松川忠晴君） 先ほど委員からは寒冷地手当の性格についての言及もございましたし、今回のポータス保険料の導入に関連しての御議論もございました。そこで御尋ねは、こういった手当等につきましても将来年金給付額に反映させるべきではないかとのお尋ねだと思います。

御案内のとおり、今回の改正におきましていわゆるポータス保険料の導入は、一つには保険料の対象を拡大することによりまして月収に係る保険料の上昇を抑制する、もう一つは保険料の負担を逃れるために月収を抑えてポータスを増額するというような現象が間々見られるわけでございますが、こういった現象を回避させるという観点から行われるというものでございます。

こういった意味におきまして、今回のポータス保険料の導入はいわば現役世代内の負担の公平を図るためのものでありまして、年金の負担と給付の基本的な関係を変更しようとするものではございません。そういったところから、特別ポータス保険料につきましては給付には反映させないこととする一方、保険料率につきましては一％ということに低く設定させることにしたところでございます。

そこで、このボーナス保険料を年金の給付に反映させることは、いわゆる年金の給付及び保険料の算定基礎を現行の月収を基準にした仕組みから年間の総報酬を基準としたベースに移行させるのかどうかという問題に関連してくると思われまゝす。この点につきましては、一つには現行の年金制度の給付設計のままでおきますと過剰な給付が生じるということになりますので抜本的な給付設計の変更が必要となるということが考えられます。また、第二番目には月収を基礎として年金額を算定してきておりますこれまでの仕組みから円滑な接続をどのように図るかという問題もございませう。また、実務におきましても、新たに被保険者個々人のボーナス額等についての記録管理が必要となるなどの現行の事務処理を大幅に変更する必要がありといたささまざまな問題がございませう。

したがいまして、ボーナス等の給付への反映をどのように考えるかということは、確かに御指摘のようになります。長期的に研究を行っていくべき課題とは認識いたしておりますけれども、今申し上げましたように、費用徴収の面のみならず、給付につきましても制度、実務両面にわたる諸問題について十分な検討が必要と考えられますので、今回の改正に当たりましてはこれを給付に反映させない扱いにさせていただきますところでございます。

○山口哲夫君 今回は給付に反映させないけれども、将来の問題としては検討してみる必要があるだろうというお答えだと思ひます。

この間、北海道の代表の方々が大蔵省にいろいろと説明をいたしまして、今私が申し述べたように、将来はやはりこれは給付に反映させる性格のものでないかということについて、課長の方からも将来については一度考えてみる必要はある、そういうお答えをいただいて大変みんな期待をいたしておりました。今お答えのように、将来の問題としても一度検討をせひひとつしていただきたい。

特に、先ほど申しましたように、寒冷地手当、年金者については深刻な問題でありますだけに、仮に寒冷地手当からも掛金を取るようなことになった場合におきましては、その特殊性からいへばひとつ高齢者の寒冷地手当等も含めて今後検討していただくように強く要請をしておきたいと思ひます。

さて、もう一つ自治省の方にお尋ねいたしますけれども、北海道の各自治体では、今私から申し上げたような実態を踏まえて、これは自治体としてもとても見過ごせない、何らかの暖房料を考えないと生活保護に転落してしまう、そんなようなことを考えたときに、やはり年金者の人たちが意欲を持ってこれからの生活していけるように暖房料を、灯油を実際に支給をするという、単独事業としてこれを行つていこうとあるわけですか。

大変結構な施策だと私は考えております。今後北海道の中でも、北海道だけに限りませんけれども、寒冷地帯の中でそういう施策が行われることが出てくると思ひますけれども、そういうことについて、これは自治体が単独事業で行うことでございませう。自治省がとかく言うべき問題ではないかと思ひますけれども、この辺の考え方についてお聞きしたいと思います。

○政府委員(遠藤安彦君) 今御質問は、福祉灯油制度と言われているものの問題だろうと思ひます。福祉との関連もありまして、地方団体がその地域の事情にいろいろ照らしながら独自の政策をやつていくということだろうと思ひますが、これらの問題については、当然当該団体の議会の同意を得て実施されていることであつて、我々がとかく言うべきことではないだろうと御指摘のように思ひます。そういう意味からいへば、市町村の自主的な判断というものを尊重してもいいのではないかというように思ひます。

ただ、この福祉灯油制度がどうのこうのということではありませぬけれども、一般論として言ひますと、現金の支給というような施策については、やはり助成の対象だとか金額だとかが適切妥

当であるということが必要なことは、これは言うまでもないことだと思ひます。私も地方財政を預かる立場から心配しますのは、それがばらまきの施策ではないかなというところが社会的に言われないように、そこところはよく注意をして各地方団体で考へてやつていただきたいなというように思ひます。

いずれにしても、この福祉の灯油制度は、私どもの方で全部を詳細に把握したわけではありませぬけれども、今、先生御質問になつたように、助成の対象も一定の人に制限といひますか限定されているとか、いろいろ工夫がなされて行われていることとございませう。単独施策として地方団体が自主的な判断に基づいてやつたものだということに認識いたしております。

○山口哲夫君 この制度のもととの起りといひうのは、御存じかと思ひますが、厚生省の方でこういふ寒冷地における灯油問題についてどういふ考え方を持ったらいかがかと先生方にいろいろと諮問をしたことがありまして、その諮問の結果がこれはやはり非常に重大な問題だと、ただ地域的な問題の性格もあるものでローカル的な面での行政にひとつ反映させていこうとどういふかという、そういう答申もございませう。そういうことを受けて各自治体でローカル的な問題として真剣に取り組んでいくということだと思ひます。

今お話がありましたように、やはりばらまきになつてはいただけませんから、当然高齢者といひましても高額所得者もいらつしやるわけでございませう。年金者も同じくそういうこともあるわけでございませうから、その辺は十分注意をしながら年金者が安心して暮らせるような対策としてやつていくべきでないだろうかというふうには思つております。

その次の問題は、こゝしはちょうど年金の再計算の年になります。五年に一度ということとございませうけれども、五年に一度というのとはちよつと長過ぎはしないだろうか。高齢者に言わせませう

と、来年の話はしないでくれと言ふんです。これから先五年間生きていくかどうかかわらないんだと、それを五年に一度計算されたのでは、四年目に死にやつたらどうするんだと。こんな話もよく出るわけでございまして、本当に高齢者の方々のことを考えるならば、もう少しこれは短縮してもいいのではないだろうかというふうには思ひます。短縮することによつて事務量も大変ふえることだと思ひますけれども一度せひこれは検討していただきたいと思ひますけれども、いかがでございませうか。

○政府委員(鈴木正明君) 年金財政の再計算のこととございませう。これは将来にわたつて年金財政の安定を確保していくということと現在各年金制度全部共通しまして五年ごとに行つていこうということとございまして、この時期に合わせまして年金額についていへば年金スライドの政策改定も行つていこう、こういうこととございませう。

六十一年の改正後の状態で今申し上げていますが、これは厚生年金の年金の額の改定方式に倣つていこうとございまして、毎年毎年物価スライドといふことで自動改定方式を取り入れておりまして、五年ごとの再計算時においてさらに賃金スライド、これは年金額の算定のもととなり平均給料を再評価して賃金スライドの政策改定を行つていこう、こういうこととやつてきております。

財政再計算は年金数理的な作業を伴ひまして、将来の受給者の状況等を推計したり、あるいは最近数年間における組合員あるいは受給者の状況の推移、あるいは年金額の変化、それから五年ごとに発表されます完全生命表等の資料を用ひまして年金数理的な計算を行うということとございまして、現段階では技術的な作業手順などから見まして五年ごとに行うことが適切である、こういうふうにお考えをしております。

○山口哲夫君 本来は毎年行ふべきものだと思いますが、しかし事務量のことを考えながら五年ごとにするということになつてきたものだと思うん

です。ですから、できるだけ本来の姿に戻していく、原則に戻していくということがやはり正しいのであって、今、事務量といたつてそんなに大変な時代ではないと思うんですね、コンピュータの時代ですから。そういうことを考えて、いきなり毎年やれといったってそれは無理ですから、それを少し短縮するような方向で検討する余地はありませんか。

○政府委員(鈴木正明君) 年金財政の再計算に当たりましては、他方で年金の額の改定、他方で収入の方の、年金の保険料の方の引き上げ、そういった作業を伴うものでございましてかなり膨大な作業量を伴う、あるいは生命表等を活用しながらやっていくものですから今の段階ではなかなか見きわめがつかないんですけれども、これは各制度共通の問題でございまして、今後そういうことについては話し合つてみたいと思います。

○山口哲夫君 ぜひひとつ各省庁と相談して検討していただきたいと思ひます。

その次に、大蔵省にお尋ねいたします。これは年金者から非常に強い要求として出てくるんですけれども、年金の確定申告をする場合に、これはどこに該当するのかわかるとしたら、所得の種類が雑所得なんです。それを聞いただけで年金者は、雑所得とは一体何だというわけですね。本来、雑所得というのは、これはいわば不定期の所得、原稿料とかあるいは出演料とか、そういった種類のものをその他の部類として雑所得というふうにしてあるんですけれども、年金というのはこれは定期的に収入として入るわけですから、それを雑所得と扱うというのはちょっといかがなものだろうか。

年金者にしますと、もつと年金額を上げてもらいたいという要求もあります。それから、税金をもう少し安くしてほしいという要求もあります。しかし、その問題は今はちょっと横に置いておきまして、とりあえずこの雑所得扱いというのはいかがなものか。年金者の心理も考えながら、一度

検討して改める必要はないものでしょうか。

○説明員(福田進君) 御案内のように、現行の所得税法では、個人の所得につきまして利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得、そしてこれらの九種類の所得のいずれにも該当しない所得として今御指摘の雑所得という十種類に分類し、これらの所得ごとにその所得の金額を計算いたしまして、これを基礎に課税所得を計算し、その上で所定の税率を適用して課税する、こういうことになっております。

御指摘の雑所得という所得区分は、他の九種類の所得のいずれにも該当しない所得を包括的に定義した所得概念でございまして、これによって重要性が低い所得であるといったことを意味しないことは言うまでもございせん。

公的年金等の場合には、昭和六十二年九月の税制改正までは給与所得に分類してございまして、給与所得控除の適用を行つてきたものでございまして、公的年金は給与等のように勤務関係を前提としたものではございせんことから、この六十二年九月の税制改正によりまして雑所得と改めさせていただいたところでございまして、ただ、同じ雑所得のうちでも公的年金等に係る雑所得につきましては、他の雑所得とは異なりまして、例えば公的年金等の控除を適用するなど行つていくことも御理解願ひたいと存じます。

なお、所得を今申し上げましたように十種類に分類いたしまして、これらの所得ごとに所得金額を計算しております。これを基礎に課税所得と税額を計算することは、実は我が国の所得税法に基本的な課税方式として確立されて定着しているところでございます。

従来から存在いたします公的年金につきまして、昭和六十二年九月、さつき申し上げましたこの改正で給与所得の分類から外したため雑所得の分類になったものでございまして、あえて新たな所得区分を設けることがどうかという点については、その意義はいかなかというふうに感じてお

ります。

○山口哲夫君 もともと給与所得だったんですね。しかも、勤務関係はないと言つけれども、法律に基づいてきちつと支給されているものでして、やはり一つの勤務的なものというのが、そういう要素は含まれていると私は思うんです。ですから、あえて雑所得の中へ入れなくたって、給与所得で分類したつていいわけでしょう。普通の給与所得と第二給与所得とか、いろいろ書き方はあると思うんです。

要するに、大した問題ではないかもしれないけれども、年金者というのは非常にやつぱりひがみの気持ちというのをどうしても持ちやすいんですよ、ね、それでなくても生活レベルがぐつとダウンしてくるわけですから。そういうことからいえば、せめてこのくらいのことには、余り感情を壊すことのないように、言葉の問題ですから私は改めてもそう大した問題ではないと思ひますのでぜひひとつ検討していただきたいものだと思いますけれども、大臣、何かこういうことについてのお考えがあつたらお聞かせいただけますか。

○国務大臣(野中広務君) 今、山口委員御指摘のとおり、私も年金受給者の会合に出かけまして、受給者の皆さん方は、我々がいかにか政局の話をしておりましてその話は余り熱心にお聞きになりませんけれども、役所から係長さんが来られて年金の話になつてまいりますと、いきなり手帳を出して目の色を変えて一生懸命書かれる、こういう姿を見ておりますと、この人たちが年金にかけられる関心とかひたむきに年金にすがつておられる姿というのはそれぞれの場面で痛いほど感ずることがあります。

したがいまして、今、委員御指摘のこと等はこれからも政府部内でよく検討して、そしてこういう年金受給者の心を心として対処してまいらるべき課題であらうと私は考えております。○山口哲夫君 決断力の早い大臣でございますから、大変期待しております。ぜひ御検討いただきたいと思ひます。

大蔵省、ありがとうございます。次に、今、大臣から所信表明の中でも雇用と年金の連携の問題については十分配慮してまいりたいというような話がありました。

実は、その問題なんですけれども、定年は六十、そして年金の支給は六十五歳。もちろん、これは段階的に行われるわけでございますけれども、やめた後一年でも二年でも、長ければ五年、そういった間働く機会がなしに生活するということは大変な苦痛なわけでございます。今、大臣からお話があつたように、この定年と年金の支給というのをやつぱり接続できるようなことをぜひひとつ考えていただきたい、そう思ひます。

人事院の方でも公務員の高齢者の就労問題について大変積極的に今検討しているやに聞いておりますし、政府としてもその方針を示しておりますけれども、自治省の方でも随分検討されているというお話も聞きますので、私が述べたようなことも含めてどういふ対策を今考えていらつしやるか、お聞かせください。

○国務大臣(野中広務君) 委員御指摘のとおり、今回の改正はまさしく雇用と年金の連携を配慮しながら進めていくものでございまして、それには高齢者の雇用についてこれから六十五歳まで現役として働くことができるような社会とすることをどのように実現していくかというのが私どもの大きな責任であります。これは民間におきまして高齢者の雇用施策を視野に入れながらも、私どもの公務部内におきましては高齢公務員の雇用に積極的に取り組んでいかなくてはならないというように基本的に考えておるわけでございます。

一方、六十歳代の前半におきます退職共済年金につきましては、高齢者雇用の推進を図りながら、今、委員が御指摘になりましたように、六十歳代前半期は雇用と年金を組み合わせ生活を支える期間と位置づけまして、六十歳から六十四歳までの間は今回におきましても給料の比例部分の年金を支給することとして、さらに希望すれば六

十五歳から支給されます老齢基礎年金の繰り上げ支給等の併給も認めておることとしております。

また、こうした見直し措置につきましては、これから十分な準備期間を置いてやらなくてはならない問題でございますので、二〇〇一年から二〇一三年にかけて段階的に実施することといたしておるわけでございます。

高齢者の雇用の推進や組合員の生活設計というものは十分配慮いたしましてスケジュールとして考えていかなければなりませんし、お説のように、定年と年金の接続についてはこれから重要な私どもの課題として取り組んでまいりたいと考えておる次第でございます。

○山口哲夫 先ほどの話でございますが、今、大臣のお話があったような考えをぜひひとつ実現させていただきたいと思うんです。

通告しておりますけれども、今の大臣のお答えに関連いたしまして、一つだけお聞きしておきたいことは、この次の再計算の時期というのは一九九九年だと思えますけれども、そのときに六十歳代の前半層の雇用情勢、そういったものを十分にひとつ考えながら支給開始年齢の繰り下げ、これを見直すような方向でぜひひとつ検討していただきたいと思うんです。ぜひこのことについては強く要請をしておきたいと思えますけれども、御検討をいただきたいと思います。

○国務大臣(野中広務) 今、委員御指摘のお話は、お気持ちとしては私も十分わかるわけでございますけれども、この再計算のときに再度検討し見直すことは、早期に六十歳代前半の年金のあり方を切りかえを行いますと御承知のように後世代に大変なツケを残すことにもなるわけでございます。高齢者の雇用への取り組みや個々の生活設計にも影響を与えるであろうと思うわけでございます。現在のところは私もそのようなことを視野には入れておらないわけでございます。

○山口哲夫 先ほどの話でございますが、大臣、先ほど申し述べられたような考え方を進めて

いけば、今私が申し上げたようなことについてもこれまた検討せざるを得ないようなことも起きるかとも思いますので、その時点でぜひひとつ御検討いただこうに要請をしておきたいと思えます。

最後に、共済組合の役員構成についてちょっと聞いておきたいと思うことがございます。

共済組合年金制度というのは、いわゆる労使折半というのが原則になっております。ですから、掛金もそうだし、それから役員構成については共済組合法の九条で労使から同数を出すというふうになっているわけですが、したがって組合の議員の数は確かに同数労使から出しているのです。ところが、支部長ということになりますと、

地方職員共済組合ですけれども、支部長というのはこの法律で知事というふうになっておりますが、副支部長を置いていられるところも随分あるわけですが、ほとんどが副知事とか総務部長とか、いわゆる当局出身なわけですね。そういうことからいくと、これは労使折半の人事の原則にもちよつと反しているのではないかと感じます。

○政府委員(鈴木正明) ただいま地方職員共済組合の関係で支部長あるいは副支部長のお話でございます。定款で都道府県知事をもって充てておられます。定款で都道府県知事をもって充てるといふふうに定められております。

それから、支部の副支部長につきましては、本部の方から準則を示しておりますが、支部において組織規程で副支部長は副知事なり担当の総務部長にする、こういうような定め方をしているわけでございます。

いづれにいたしましても、執行組織ですね、理事機関でございます。これはあるいは法令の規定、あるいは連審、組合会等で審議、決定された定款とか予算等に基づきまして仕事を執行していく、こういう機関でございます。それで、重要な事項に關しましては、地共済の場合は運営審議会で審議することになっておりまして、この運

営審議会の委員の半分は組合員を代表する者で構成する、こういうふうになっておりまして、事業面において組合員の意向は十分反映するものとなっている、このように考えております。

○山口哲夫 運営審議会が確かに同数で出ておりますけれども、さらにその上にある役職というんですか、支部長とか副支部長とかそういうものは定款で決めるのであって、これはそうするとそれぞれの組合の方の定款で定めればいいわけですね。そうすると、その副支部長は必ずしも副知事をもつて充てなくてもいいわけですね。

○政府委員(鈴木正明) 今、副支部長につきましては支部の組織規程で定めることになっておりますが、共済本部の方で準則を示しております。その準則では副知事あるいは担当の総務部長、こういうことで示されております。

○山口哲夫 それは、準則というのは自治省の考え方を示しているものであって、その準則というものはそれぞれの独立した共済組合の定款を拘束するものじゃないわけでしょうか。

○政府委員(鈴木正明) 共済組合の運営を考えまして、準則そのものは地方職員共済組合自身が支部に対して示しているものでございますけれども、それは自治省の考え方を反映していると思っております。

○山口哲夫 それは自治省の考え方を反映しているだけであって、拘束するものではないでしようということなんです。私は拘束するものではないと思うんです。それぞれの独立した組合会でも定款を定めているわけですから、その定款で決めればその副支部長が必ずしも当局の人でなくたって構わないわけですね。一人でなくても二人だつていいわけですから、そういうことはそれぞれの組合会の方で決めるべきだと私は思います。

それで、最後の質問ですけれども、地方公務員共済組合連合会の役員というのを見ると、これどういうわけか、常任理事ですね、常勤理事というの二人いるんですけれども、二人ともこれが当局ですね。大体自治省のOB、それから文部省

のOBですね。それから非常勤の理事を見ましても、七人いるんですけれども、当局が五人で組合側は二人なんですね。連合会そのものの理事の人事まで非常に使用者側に偏っているという、そういう内容になっているんですが、私はこれもちょっと折半の原則からいってはおかしいんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

○政府委員(鈴木正明) 地方公務員共済組合連合会の役員でございますが、御案内のとおり、理事長につきましては自治大臣が任命する、理事は理事長が任命する、こういうことでございまして、現在の構成は、常任理事は学識経験者が二名、非常勤理事は加入組合の理事長から四名、それから労働側から二名が任命されている、こういう状況でございます。

いづれにいたしましても、幅広くこの共済組合の運営に造詣の深い適任者が得られることが重要だと考えております。

○山口哲夫 共済組合法の理事でなくして議員、組合会の運営に關係する議員ですね、そういうものがはつきり法律で折半だということうたわれていることから、その趣旨から考えても、当然こういう連合会の理事とかそういうものについても余り使用者側に偏るようなことを行うというのは決して好ましいことではないと思えますので、一度検討されることを要請いたしまして、終わります。

○岩崎昭弥 時間の範囲内で質問したいと思えます。

初めに、本改正案に対する評価について触れてみたいと思えます。

我が国においては、急速に少子・高齢化が進んでいるとしまして、二十一世紀初頭には世界的にも極めて高水準の少子・高齢化社会が到来することが見込まれております。今後ますます老後の所得保障の中核としての公的年金がそのゆえに重要になってくるわけでありまして、このような状況のもとで、長期的で安定した、かつすべての国民に信頼

される年金制度を実現することは全国民にとつての最優先課題であるというふうに思ふんです。

今回の地方公務員等共済組合法等の改正案は、地方公務員共済年金について給付額の改善を行い、六十歳から六十五歳未満の者に支給する退職共済年金を見直すとともに、遺族給付等について所要の改善を行うなどの措置を講じておられます。また、雇用保険法による給付との適切な調整を行うほか、年金額のうち報酬比例部分についての再評価の方式の改善、遺族共済年金の受給権者となる子の年齢要件の改善、退職共済年金との併給調整の改善等の措置を講じておられます。これらの措置は、二十一世紀の少子・高齢化社会に向けて雇用促進的な仕組みに年金を改め、また現役世代の負担が将来にわたり過重にならないようにするなど共済年金制度の長期的な安定の確保を図る観点から講じられたものでありまして、全体としてやむを得ない措置だと思っております。

そこで質問ですが、まず自治省のこれからの社会福祉施策についてお尋ねしたいんです。

少子・高齢化社会を迎えるに当たって、住民に身近な自治体に対する期待と役割は極めて大きいわけでありまして、自治省としては、今後の少子・高齢化社会を展望して、どのような福祉施策を打ち出そう、あるいは取り組もうとしておられるのか、そこは大臣に聞きたいと思ふんです。

○国務大臣(野中広務君) 今、岩崎委員御指摘のとおり、急速な少子、そしてどの民族も経験したことのない高齢社会が目の前にやってこようとしておるわけでございます。そういう状況を踏まえながら的確に対応いたしますためには、それぞれの地域の実情に即したさまざまな施策が委員御指摘のとおり必要であると考えております。そのために、住民に身近な地方公共団体が多様な施策を展開することが最重要でありまして、今、地方分権が強力に叫ばれ、かつ実行のスケジュールにのろろとしておるところもまさしくそこにあるのではなからうかと考えておるところでございます。

このために、自治省といたしましては、これまでも毎年度の地方財政対策の中で福祉関係経費の拡充を図ってきたところでございますけれども、平成六年度におきましても、ゴールドプランに係ります地方負担額につきまして財源措置をしますとともに、社会福祉系統経費を前年度に比べまして八%増の三兆一千三百四十二億円計上するなど、地方単独事業についてその積極的な展開を支援することといたしております。

また、今回お願いいたしております税制改革に当たりまして、委員御指摘の少子・高齢社会に向けて当面緊急を要する施策について一定の福祉財源措置を講じることとされたところでございまして、今後とも、今御指摘になりましたような深刻な事態を踏まえながら、自治省といたしましては、税制改革の趣旨をも踏まえまして、関係省庁とも十分協議をし、そして単独事業の充実等適切な施策を行うことによりまして地域地域に根づいた福祉施策が行われるようにさらに一層努力をしたいと思ふんです。

○岩崎昭弥君 福祉は主として地方、つまり地方が現場で負担しているわけでございまして、施策を現実的に推進しているわけでございまして、これは大臣が言われますように、地方分権を推進する中でぜひとも分権の中の大きな柱に福祉というものをお願いしたいと思ふんです。

次に、山口議員からも質問がありましたが、高齢者雇用と年金との連携についてお尋ねしたいと思ふんです。

退職共済年金の見直しに伴う地方公務員の六十歳代前半期の雇用の施策については議論があったとおりであります。

一つは、自治省が三月二十五日に閣議決定とあわせて公務部門における高齢者雇用についての行政局長通達を出しておられますが、どのような検討を行っておられるのか、基本的な話はさつき大臣からもありましたが、これは自治省からお聞きしたいと思ふんです。

それから二番目に、地方公務員にはいろんな職種があります。特殊な職種があるわけですね。例えば清掃や消防、病院職員など、職務の性質等から公務内の雇用が著しく制約され、再就職が困難な職種があります。これらの職種については今後どのように対処していくのかお聞きをしたいわけです。

○政府委員(鈴木正明君) 六十歳代前半期の高齢者雇用の問題でございます。

公務部門につきましては、本年三月の閣議決定を踏まえまして公務部門における高齢者雇用に関する取組むことといたしております。国との均衡をとりながらその推進方策の検討を進めております。各地方団体に對しましては、既に具体的な問題点の洗い出しとその対応策の検討ということを進めてもらいたい旨連絡をいたしております。自治省といたしましては、地方団体の実情やあるいは御意向も把握しながら推進方策の検討を進めてまいりたい、こういうふうな考えております。

具体的には退職管理の現状、あるいは新たな再雇用の仕組みを導入するに当たってどういった検討課題があるのかということと幅広く調査検討を行っております。当面は職務編成あるいは業務運営の見直し検討、あるいは高齢期における働き方のイメージ、また新たな再雇用制度の仕組みの骨格といったことに向けて検討を進めていくことといたしております。その上で具体的な枠組みを固めまして、国家公務員の扱いと歩調を合わせて検討を進めてまいりたいと思ふんです。

それから、いわゆる再就職が困難な職務のことでございますが、これから業務運営や職務編成というものを検討しながら新たな再雇用の仕組みというものを検討していくわけでございまして、その際、その職務の特殊性等にかんがみまして、高齢公務員の雇用が著しく困難な場合というものがあのかどうか、またそれがどのような場合であるのかなどについても他の職種との均衡を図りながら検討を進めてまいりたいと思ふんです。

地方団体は国とは異なる多様な職域を抱えております。いわゆる困難職種と考えられる場合、そういった職種の職員の雇用機会というものをどのように確保していくかといったことなどにつきましても、地方団体の実情あるいは国の検討状況というものを踏まえまして具体的な検討を進めてまいりたい、このように考えております。

○岩崎昭弥君 認識は一致しておりますので、地方の自治体と十分議論していただいて、遺憾のないようにお願いしたいと思います。

次に、保険料の値上げについてお尋ねします。負担と給付のバランスの観点から考察しますと、ある程度の保険料の値上げはやむを得ないと思われるのであります。しかし、急激な引き上げは当然のことながら避けるべきです。

したがって、質問は次の二点ですが、一つは急激な引き上げを避けることに対する自治省の基本的な考え方はどういうところにあるのか、二番目に、今回の引き上げは所得税、住民税の減税の実施と矛盾するという声があるわけですが、引き上げ方法について配慮できるのかどうか、ここを承りたいんです。

○政府委員(鈴木正明君) 保険料率の引き上げの関係でございます。

地方公務員共済年金の財源率につきましては、財政再計算におきまして将来にわたって財政の均衡を保つことができるように段階的に引き上げを行っていく、こういう考え方で再計算に臨んでおります。ことしの十二月に予定されているわけでございまして、そこにおきましては最近数年間にわたる組合員あるいは年金受給者の状況、また年金額の状況、こういった実績を基礎といたしまして、現在、連合会において作業を行っております。現時点では計算結果の明確な予測は困難でございますけれども、一つには、成熟度の上昇、あるいは平均余命が延びているということと考え合わせますと、財源率の引き上げが相当程度必要になるものと考えております。

所得税、住民税の減税との関係で配慮はどうか

ということですが、財源率は将来にわたっての年金財政の均衡ということが非常に重要でございまして、したがって、基本的には将来の現役に負担をしわ寄せしたり、あるいは年金財政の安定を欠くことがないように適切な保険料率の改定が必要だと考えております。

しかし、現下の経済情勢等に配慮をいたしまして、厚生年金あるいは国共済におきましては今回の保険料の引き上げを二段階で行うことといたしておりますので、私どもの地共済におきましても同様の配慮を行うよう、二段階で行うように今作業をしております連合会に通知をいたしております。

○岩崎昭弥君 次に、公務員の育児休業についてお尋ねしたいと思います。

その一つは、育児休業については九二年四月一日から実施されましたが、地方公務員の現在の取得状況はどうなっているかということ。二番目に、民間では雇用保険で九五年四月から育児休業給付が支給されることになっておりますのは御承知のとおりです。地方公務員についても雇用保険制度におくれることなく同様の対応をすべきだと考えておりますが、この点についての自治省の見解をお聞きしたいと思います。

○政府委員（鈴木正明君） 育児休業の取得状況でございますが、平成四年度に育児休業を取得した職員は四万二千四百三十三人、うち女子職員が四万二千一百一十一人、男子職員が三十二人ということでございまして、平成四年度中に一歳に満たない子供を養育している女子職員、これに對します割合、いわゆる取得率は七七・二％ということでございます。その育児休業取得者のうち、九カ月以上の場合が半分以上の五二％という状況でございます。

それから、育児休業給付への対応でございますが、今お話のございましたように、民間部門では平成七年の四月から育児休業給付が雇用保険制度によって支給されるということとされましたが、公務部門においてもやはりこれに見合う措置というものが必要である、こういうふうな考えております。

ます。

国家公務員につきまして、先ほど人事院から、共済制度の中で給付水準、実施時期を含めまして民間のこの育児休業給付に見合った給付を行うことが現実的かつ適当だという考え方が示されたところでございまして、これを踏まえ具体的な措置につき検討が進められる、こういうふうな承知しております。

地方公務員につきましても、国家公務員の取扱いに準じまして所要の検討を進めてまいりたい、こういうふうな考えております。

○岩崎昭弥君 実はもう一つは消費税の二％値上げに伴う物価への影響とそれに影響される年金に ついてお聞きしたいと思いましたが、時間ですからまた次回に譲ります。

以上で終わります。

○釘宮警署君 新緑風会の釘宮でございます。若干の質問をさせていただきたいと思っております。まず、今回の年金制度改正の目的でございますが、これはどこにあったのか、改めて確認をさせていただきますかと思っております。

○國務大臣（野中広務君） もう委員御承知のように、今回の改正は、二十一世紀をどのようにして活力ある長寿社会にしていけるか、第一は高齢者の高い就業意欲と知識、さらには長年の経験を生かして希望すれば六十五歳まで現役として働ける社会を実現していかなければなりませんし、また六十歳代の前半を中心とする高齢者の雇用の推進を図るとともに、年金制度自身もこういう少子・高齢化の事態を深刻に踏まえながら雇用の促進という仕組みを入れて改めなければならぬ、こういうことを基本にしながら共済年金制度を長期的かつ安定的に運用してまいりますために、適切な給付水準を維持し、さらに将来の現役世代に過重な負担が生じないように給付と負担の均衡を図っていく、これを基本的な考えとして行おうとするものでございます。

○釘宮警署君 今回の改革についてはさまざまな改革案が盛り込まれておるわけでありましてけれども、私は、今、大臣が言われましたけれども、何といつても高齢化社会をこれから迎える中で、年金をいただく方の方がいよる支える、負担をする人たちの数よりも多くなるというような時代を想定してのことであろうと思っております。そうであるならば、今回の改革の主眼は現役世代の負担を極力抑えるということにあったというふうなふうに思うわけでありまして、そういう意味で、私は今回の改革が必ずしも十分なものにはな得なかつたのではないかとこの評価をせざるを得ないのであります。

確かに年金の支給開始年齢を引き上げることに よる現役世代の負担軽減等が図られてまいったわけでありまして、現役世代の負担軽減については、少なくともその目的がいわゆる国庫負担率の引き上げという問題に最後になって議論が集中したところ、そこでは非常に失望感を持っておりますからであります。

衆議院においてこの基礎年金の国庫負担率の引き上げについては結論が出なかつたのでありますけれども、私はここで大臣にちよつとお尋ねをしたいのであります。

衆議院での国庫負担率の引き上げ問題についての結論が次期財政再計算期をめどに検討するとの附則、並びに二分の一をめどに引き上げを検討するという附帯決議をつけておられます。このことについて大臣は今までのいわゆる若年者層、現役層の負担軽減との絡みにおいてどう評価なさっておられるのか、お聞かせいただきたい。また、政府として今後この問題についてどう取り組むつもりなのか、その方針を確認させていただきたいと思ひます。

○國務大臣（野中広務君） 委員御指摘のとおり、でき得れば後世代のことを考え、かつ現役世代ができるだけ負担が少なく、そして年金が安定的、持続的に保たれていくというのが一番望ましいこととございますけれども、なかなかこれは言うべくして非常に難しい問題でございます。そ

ういろいろな苦悩の中から、衆議院におきましていろいろと与野党議論をいたした中から、先ほど申し上げましたように、また委員御指摘のようないわゆる国庫負担の割合の引き上げについて総合的な検討を加えるということが附帯されたわけでございます。

私は、こういう言い方は適切かどうかかわかりませんが、この法案というのは、委員御承知のとおり、前政権が出されて、そしてこの負担率も前政権からこういう法案で決められてきたものが、政権が変わるといふかに出した原案に対してまた負担率を上げるという提案が出てくるというのを一人の政治家として非常に私は、与野党にかかわることになにも変わるのかなという、そういう手法について一人の政治家として疑問を感じてまいりました。けれども、相なるべくはやはり現役世代にできるだけ負担を軽減し、国庫負担を可能な限り努力していくということはこれは必要なこととございますので、今後この規定に基づきまして十分私どもとしても検討を加えていかなければならない重要な課題であると認識をしております。

○釘宮警署君 今、与野党がかわつたら主張が変わるのかという大臣からの言葉があつたんですけれども、私は、ここで問題なのは、今回の結論がいわゆる国庫負担率を上げるのか上げないのかの意思を明確にしていなくて問題があるということを指摘しているわけでありまして、国庫負担率をいつからどの程度引き上げるのかが決まっていれば法律の本則に盛り込めばいいわけで、結局意思が明確にできないために結論を先送つただけのことではないでしょうか。財源論に言及することなく、一方で国民の人気取りで二分の一の国庫負担をほめめかすような今回の手法はまことに残念と言わざるを得ないと思ひます。

私は今回の議論は国民注視的であつたと思ひます。年金財源の多くを現役世代の掛金に依存するの、はたまた広く国民が負担する税、この場合はもう消費税に頼るしかないと思ひます。すけれ

ども、それによる国庫負担の増額によって年金財源を安定させ現役世代の負担を軽減していくのかという選択だったと思うんです。その選択肢を国民の前から奪い去ってしまったわけですから、私は与党としての責任は大変重いというふうに言わざるを得ないと思います。

今、政治に必要なのは、この国の将来に向けて責任ある施策をあるときはつらくとも苦しくとも国民の皆様に提案していかなければならないのではないかと私は思うわけでありまして。先ほどのお言葉を返すようで恐縮でございますけれども、そういう意味で我々は二分の一負担の提案の際には、財源については消費税のアップも含めてこれに対応するんだということも確認をさせていただいたわけでありまして。

これから訪れる超高齢化社会はなまはかな対応では乗り切れないと思います。我々の子や孫にツケを回さないために政治の責任は大いだと思いますが、こういったことについて、私はこれを政争の具ということではなくて、大臣の所見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(野中広務君) 衆議院の審議過程を見ますときに、今、釘宮委員がおっしゃったような、税制改革特別委員会におきましても社会党の公約違反だとか、そういう論点で話があるだけでありまして、結局年金につきましても委員おっしゃるようないわゆる二分の一負担にするためには消費税をこうするべきなんだ、そういう議論は私もに届かなかったわけでございます。それだけに私は率直に先ほどのような一人の政治家としての見解を申し上げたのでございます。

これから私も、限りなく困難な時代を迎えていく中におきまして、第一に大胆な行財政改革を行い、そして私もそういう成果の中からお国民に新たな負担を求めていくという態度でなければいけないのではなからうかな、こう思っております。ぜひ、もうもろの整理をする中でより財源を生み出すことによって現役世代の負担が軽減されるとするならば、私もその

ことに努力を惜しまないでやっていくべきだと存じておるわけでございます。

○釘宮警署 大臣の今の言葉、私も同感でございます。そういう意味では、これから政治改革法案、区割り法案が決まっていよいよ小選挙区制による選挙が行われる。このことはある意味では、これからの日本の政治がまず選挙の前にしっかりと自分たちの考えをまとめて、それを提示して国民に選択させるというような形に変わっていくかなければならないという思いでいっぱいでありまして。

今回の年金改革法案の国庫負担率の中でその辺のところはつきりと明示できなかったということとは私も含めて大いに反省をしなければならぬのではないかな、こんな思いをいたしております。

さて、今回の年金制度の問題の中で私は非常に危惧していることがもう一点ございます。それはいわゆる基礎年金の空洞化問題についてであります。

社会保険庁が八月七日に発表した調査結果によりますと、国民年金の第一号被保険者となるべき人の未加入は百九十三万人で、第一号被保険者の約一割に相当するものであります。しかもその半数は今後も加入の意思がないとしております。年次別では二十代が四六％で、特に都市部に住む学生や短期アルバイト者に未加入者が多いと言われております。全国民の老後生活の基礎的部分の所得保障を担う基礎年金としての目的をこれでは十分に達しないのではないかと気がしてなりません。

地方公務員を含め、国民年金制度に加入している人に負担のしわ寄せを及ぼすことや、さらには若年層にこうした傾向が広まれば年金制度そのものの崩壊にもつながりかねないと思っておりますが、政府としてこうした状況をどう認識されておられるのか、またどう対処していられるおつもりなのか、お伺いをいたしたいと思います。

○政府委員(鈴木正明君) 基礎年金の未加入者あ

るいは未納者の増加の問題、いわゆる空洞化の問題でございます。

御指摘のように、公的年金全体の信頼にもかかわる問題であり、またこれを解消していくということが重要な課題と、このように認識をいたしております。

この基礎年金の空洞化の防止対策につきまして、直接には厚生省において種々検討、取り組みが行われているというふうに承知をいたしております。

まず、未加入者対策といたしましては、幾つかありますが、一つは二十歳到達者を中心とした適用対象者の把握とそれに対します適用勧奨、それから国民健康保険との連携によりまして届け出漏れを防止する、あるいは中高生を対象といたしまして年金教育等の広報活動などを推進しているという状況でございます。

また、未納者対策でございますが、未納者の方に口座振替の促進など保険料を納付しやすい環境づくりを進めていく、あるいは納付の督促の徹底をしていく、さらには専任徴収員の活動の強化を図っていくということでも従来にも増して力を入れて取り組んでいる、このように承知をいたしております。

また、これらの対策におきまして、地方団体、特に市町村の協力というものが非常に肝要であり、また必要なものもございますので、自治省といたしても、市町村の活動が行いやすいような条件整備につきまして厚生省と十分協議してまいりたい、こういうふうに考えております。

○釘宮警署 私はここでこの空洞化問題についてちょっと事例をお話し申し上げたいと思うんですが、あるとき、私は若い人たちの集まりに出かけていきました。その場で、ちょうど年金の空洞化の問題が最近とみに言われているときなので、あなたちは年金にちゃんと入っていますかというふうな言いもしたら、そこにおった六人のうち五人までもが入っていない。何で入らないんだと、

入らなかったらあなたたち先々行つて困るだろうという話をしましたら、何で我々がじじいばあのために年金を掛けなきゃいけないのか、先々行つてもらえるからええなにかわらないような年金を我々が掛けたつてしようがない、それだったら民間の保険会社に入つてそれでやつた方がよほど間違いないというふうなことを、これは女性の方でしたけれども、異口同音におっしゃっていました。じゃ、あなたたちは健康保険はどうしているんだと言ったら、これについては、保険証は友達から借りていけばいいんだ、だからそんなものに入る必要はないというふうなことも言っております。

私は、こういった問題については、我々がここで年金制度を一生懸命議論してよりすばらしい制度をつくつても、こういう制度を運用していく、またこれに参加していく国民の層から、しかも若年層からこれが崩れていくということになれば大変なことだと思います。

私は、きょうは文部省にぜひこの問題について、こうした問題というのはやっぱり子供のころからしっかりと互助共助、そして弱者に対する思いやりだとか、そういうふうな教育をもっと施すべきではないのかということをも文部省に聞きたかったわけでありまして、きょうは文教委員会があつてどうしても、この問題については後日また説明に伺いたいということで、許してくれというところでありますので、私はこの問題について、大臣、個人的な見解で結構でありますので、ちょっとコメントしていただきたいと思います。

○国務大臣(野中広務君) 今、委員御指摘のような状況がそれぞれ若い人たちにもありますことを私も否定することはできません。けれども、我が国は三十年代後半において国民皆保険、国民皆年金という道を歩んできたわけでありまして、今アメリカにおいてクリントン大統領が保険制度のあり方で苦しんでおることを見ましたときに、非常に我が国はその意味において先進的に、やや弾力的にこの政策を、そしていかにして平等化をや

るかというところで努力をしてきたわけでございます。

○釘宮警署 公務員の場合は、退職をいたしまして、一部の人は行く場所が確保されているケースが多いわけですが、これは中央官庁では天下りというイメージでとらえておられるようであり、民間企業もリストラをやっておられるような状況でございます。民間における高齢者の雇用政策のあり方も十分視野に入れながら行政改革の要請に私も十分取り組んでまいり、改革を通じてなお公務内における六十歳代前半の雇用というものをぜひ考えていかなくてはならない。経験あるいは知識を生かしますときに、行政の改革の中で地方公共団体がみずからまた高齢者を雇用する場というものができ上がってくるのではなからうか、いやつくらなくてはならない、そして雇用の拡大を図らなくてはならないというように存じておりますので、その推進のあり方につきまして積極的に検討を進めておるところでございます。

○釘宮警署 次に移りたいと思います。

年金支給開始年齢の引き上げという今回の年金改正は公務員の人生設計にも大きな影響を及ぼしてまいります。そのため、支給切りかえ該当年齢に達する方々、とりわけこれは我々の世代でありますけれども、この世代の不安は相当なものであります。したがって、それらを解決するためにも高齢者の雇用機会の確保に努めることは政府の喫緊の課題と考えるわけであります。

公務員の高齢者雇用の現状について、自治省としてはどのように認識をなさっておられるのか、まずお伺いいたします。

○国務大臣(野中広務君) おっしゃいましたように、どのように公務員の高齢者の雇用を図っていくかというのは非常に重要な課題でございます。また、一概に公務員と申ししても、一般行政を扱う公務員、あるいは清掃、病院、消防等、公務員は多種多様にわたっており、それぞれにいろいろと、そういう人たちの再雇用をどのようにしていくかというの、これから私も本年三月の閣議決定を踏まえて共済年金との整合性を図りつつ、民間の御協力もいただき、さらに公的な部門においても短期あるいは長期を含めた雇用のあり方というものを十分考えて、そして可能な限りこの人たちの長い公務員としての経験あるいは学識が十分生かせるようにしてまいりたいと存じておると

ころでございます。

○釘宮警署 公務員の場合は、退職をいたしまして、一部の人は行く場所が確保されているケースが多いわけですが、これは中央官庁では天下りというイメージでとらえておられるようであり、民間企業もリストラをやっておられるような状況でございます。民間における高齢者の雇用政策のあり方も十分視野に入れながら行政改革の要請に私も十分取り組んでまいり、改革を通じてなお公務内における六十歳代前半の雇用というものをぜひ考えていかなくてはならない。経験あるいは知識を生かしますときに、行政の改革の中で地方公共団体がみずからまた高齢者を雇用する場というものができ上がってくるのではなからうか、いやつくらなくてはならない、そして雇用の拡大を図らなくてはならないというように存じておりますので、その推進のあり方につきまして積極的に検討を進めておるところでございます。

一方、民間企業ではリストラによる雇用形態が最近大きくさま変わりをしてきております。こういう雇用状況が厳しくなっている中で公務員に行財政改革の波が国民世論として押し寄せてきております。こうした背景を踏まえた場合に、高齢公務員雇用はますますその難しさが増してくるのではなからうかというふうに思っておりますが、その点について若干の考えをお聞かせいただけますか、と思います。

○国務大臣(野中広務君) 委員御指摘のように、今後とも国及び地方を通じて、先ほど来私も申し上げておりますように、行政改革を積極的に進めてまいらなくてはならないと考えております。特に、村山総理からはこの内閣の最大の課題であると言われておられるわけでございます。したがって、地方におきまして行政改革も、また私ども、先ほど申し上げましたように、先般、地方みずからがやはり地方分権を受けるにふさわしい状況をつくり上げるためにも行政改革を積極的に推進するべきであるという考えに立つて指針をお示ししたところであります。

そういう意味におきまして、今後一方において地方公務員の高齢者の雇用を検討いたします場合に当たりまして、今、委員も御指摘ありましたように、民間企業もリストラをやっておられるような状況でございます。民間における高齢者の雇用政策のあり方も十分視野に入れながら行政改革の要請に私も十分取り組んでまいり、改革を通じてなお公務内における六十歳代前半の雇用というものをぜひ考えていかなくてはならない。経験あるいは知識を生かしますときに、行政の改革の中で地方公共団体がみずからまた高齢者を雇用する場というものができ上がってくるのではなからうか、いやつくらなくてはならない、そして雇用の拡大を図らなくてはならないというように存じておりますので、その推進のあり方につきまして積極的に検討を進めておるところでございます。

○釘宮警署 私も質問をしながら、一方で人を削減していかなくてはならない、しかし一方ででは年老いてさらにまだ働きたい意欲のある人には働いていただくべきやならないこのジレンマ、これを感じざるを得ません。しかし、そういう中であつて、国民の皆さん方が理解をしていただけるような形の中での新しい雇用のあり方、とりわけ公務員の高齢者雇用のあり方というものが模索されていかなくてはならないと思っております。どうかよろしくお願いをしたいと思います。

最後に、公的年金制度の一元化についてお尋ねをいたします。

年金制度改正の最終段階とされる年金の一元化のめどとなる年次がもう来年に迫ってきております。今回の改正は年金の一元化との関連ではどう位置づけられるものなのか、お伺いをいたしたいと思います。また、年金の一元化についての検討状況はどうなっておるか、さらに公務員共済年金の将来の見通し等についてお聞かせをいただきたいと思います。

○国務大臣(野中広務君) 公的年金の一元化につ

きましては、もう既に委員御承知のように、昭和六十一年以来、基礎年金の導入と被用者の年金の給付の公平化、さらには負担の制度間調整が実施されてきたところでございます。

これまでの施策の成果の上に立ちまして、残された課題やあるいは具体的な一元化の方向につきまして議論するために、本年二月に公的年金制度の一元化に関する懇談会が設置されましたことは御承知のとおりでございます。この懇談会におきまして、今日まで五回の審議が行われました。これまでの経過、各制度の状況、給付面の比較、諸外国の制度等の検討及びフリートキングが行われたと聞いておるところでございます。

今後の見通しにつきましては、この懇談会で決定されることになるわけでございますけれども、いずれにいたしましても、この懇談会の場を通じて各制度を通じての議論と関係者の合意形成が図られていかなくてはならないと思っております。

地方公務員共済といたしましても、今後とも財政窮乏に陥つた制度への財政支援を一方ではやっいていかなくてはなりません。また公的年金制度全体の安定した運営を図り、必要な取り組みをしていかなくてはならないという重要な課題を抱えておられるわけでございます。この際、共済年金制度全体が公務員制度の一環として役割を担っていくこと、あるいは各制度がそれぞれ今までの沿革、さらには運営の仕方等をそれぞれ異にしていること等を十分踏まえながら適切に図ってまいりたいと思っております。

お説のように地方公務員共済も、旧国鉄共済などの例を見ますときに、非常に深刻な将来を踏まえておられるわけでございますので、そういう事態を踏まえながら我々も深刻な事態として取り組んでまいりたいと存じております。

○政府委員(鈴木正明君) 今回の改正と年金一元化との関係でございますが、今回の制度改正は、厚生年金保険制度あるいは国家公務員共済制度の見直しと整合性をとりつつ必要な改正を行おうと

するものでございまして、その意味では年金の一元化の考え方を踏まえているものでございます。
○統制弘君 先ほど山口、岩崎、釘宮、各委員から幅広い、かつ掘り下げた御質問がございましたので、私は重複を避ける意味で一つ二つ伺いをいたします。

一つは、年金制度とちよつと関係のないホットな問題で大変恐縮でございますけれども、十月三十日の毎日新聞を見ましたところ、一面で大きな見出しで「来年度地方交付税交付金 七一九千億円減額 大蔵省方針 加算分返済繰り延べ」、こんな見出しで報じられておりました。近く自治省と協議をする、こんなことでございます。

先ほど大臣も所信表明で力強く述べられました。今や地方の時代だと、大臣としてこの問題に真剣に取り組み、こんな強い決意の表明がございました。

細川、羽田両内閣に引き続いて、地方分権の推進は村山内閣のもとでも最重要課題の一つであると思ひます。その中でとりわけ地方公共団体の財政自主権の象徴ともいへば地方公共団体固有の財源を国の財政難を理由に勝手に取り上げることが言語道断と言わざるを得ません。この地方行政委員会の諸先生方は挙げて地方の味方であります。

そこで、二点にわたり御質問いたします。

その第一点は、事務当局から事実関係について御説明を願ひたい。さらに第二点は、これに対します野中自治大臣の不退転の決意をお伺ひいたします。

野中大臣は地方行政の経験者で、三千三百余団体の地方公共団体は挙げて野中大臣に期待を寄せられていると思ひます。去年もこういう状況になった。こんなことで先ほど申し上げたような地方公共団体の固有財源を取り上げられるということは問題であります。ぜひともこの点について、この場で大臣から三千三百余団体の地方公共団体は大丈夫だと、こんな胸を張った所信の表明をいただければと思ひます。

○国務大臣(野中広務君) 私も、今、委員が御指摘になりました十月三十日付の毎日新聞を見まして、実は驚いたところでございます。

今日までの地方交付税だけでなく地方財政、国家財政全体の大蔵省と自治省とのあり方を考えますときに、こんなことが意図的に大蔵省から流されるということはあり得ないと私は信じておりますし、そんなことがあつてはならないことであるとも存じておるわけでございます。

もう御承知のように、来年度の地方交付税につきましては八月終わりに概算要求を通じて大蔵省にいたしておるところでございます。加算分をその中には含めておるわけでございます。来年度の交付税につきましては、地方団体の財政運営に支障が生じないようにするのが私も自治省の仕事でございます。今後地方財政の対策につきましては大蔵省と十分協議をいたしまして所要の額を確保してまいる決意であります。

○政府委員(遠藤安彦君) 事務的に補足をさせていただきますが、全体の方針はただいま大臣からのお答えがあつたとおりでございます。事実関係といたしましては、八月末日に大蔵省に対して概算要求をいたしております。

その中で一般会計から交付税特別会計に繰り入れられるべき地方交付税の要求額については、おおよその数字で申し上げますと、約十五兆五千億円を要求いたしております。問題はその中に自治大臣、大蔵大臣との間で過去に交わしてきました覚書等に基づきます特例措置、特例加算の部分でございまして、これが五千七百億ほどござい

ます。それから、地方交付税法の附則の四条の第二項に法定加算と申します額が既に記載をいたしてございまして、これが四千億弱でございます。両方合わせますと約九千七百億ほどになりますので、この金額のことを新聞では報道されているというように承知いたしております。

なお、大臣からもお答えがありましたとおり、大蔵省からはこのような加算部分について繰り延べをしたいとか減額をしたいとか、そういった協

議はまだ一切ございません。
○統制弘君 そうであるとするれば安心いたしました。ぜひこの際、地方団体の熱い期待を裏切らないで、地方団体が安心して来年度の予算が組めるような、そういう財源の確保を自治大臣にお願い申し上げます。同時に事務当局にもお願い申し上げます。

さて、十月二十八日付の産経新聞の「主張」欄に「六十代前半の雇用対策強化」との見出しで今回の年金改革法案に関連して幾つかの問題点を指摘しておりました。その中で今回の改革でも企業の高齢者雇用を促すインセンティブはほとんど働いていない。従業員五十人以上で定年が六十一歳以上の企業は五％、定年後に希望者全員を継続雇用する企業は二八％で、とくに千人以上の大企業は九％にすぎない。『今後は官民一体となつて高齢者の雇用に本腰を入れて取り組まなければならない。』と主張しております。

なお、本日の朝日新聞の社説にも「六十五歳現役時代をどう迎えるか」と題してこの問題を取り上げております。

今回提案の地方公務員共済年金制度改正案に関連しても両新聞の指摘と全く同様で、地方公務員の高齢者雇用対策に真剣に取り組む必要があります。

そこで、二点伺ひます。

第一点は、自治省としての具体的な取り組み案があればお示しいただきたい。第二点は、高齢者向きの非常勤ポストを拡充することはどうだろうか。

御参考までに東京都の制度について御紹介申し上げます。

東京都は、鈴木知事のもとで、一貫して職員定数の削減ないしは職員の条例定数の増を行わないとの方針を今日まで貫いてまいりました。しかし、一方、事務事業はふえ続けております。このふえ続けている事務事業に見合う適正な職員には六十歳定年後の人たちを再雇用する、こういう方法をとっております。六十歳定年が施行されまし

た六十年度からこれを実施しております。月十六日勤務、給料は当時は十萬九千円、現在は十九万円になつてゐるわけでございます。そしてその数は、職員数が全体で二十萬弱おりますけれども、その再雇用者は一萬人を数えております。

こういうことを参考に申し上げましたけれども、今、二つの点で事務当局からお答えをいただきたい。

○政府委員(鈴木正明君) 高齢者対策の今後の進め方でございますが、高齢者の高い就業意欲にこたえていくということで、民間あるいは公務部門を通じて高齢者雇用の推進ということが重要であると考えております。本年三月の閣議決定に基づきまして、関係省庁で構成する検討委員会を中心に具体的な検討を進めていくところでございます。

共済年金制度の改正が二〇〇一年から順次行われていくわけでございますが、それと連携をいたしまして雇用につきましても所要の準備期間を経て段階的に進めていくことが必要であると考えております。地方団体の実情あるいは意向を把握しながら推進方策の検討を進めてまいりたい、こういうふうな考えております。

それから、高齢公務員の非常勤ポストの関係でございますが、現在、一部の地方公共団体、東京都も含めてございまして、退職者の知識、経験というものを公務に活用するというところで、非常勤職員として再雇用しているという例があると、このように聞いております。私もひとつ、これから共済年金制度の改正と連携しながら公務内の高齢者雇用というものを推進していく場合に、一つは現行の定年年齢というものは維持した上で、さらに定年に達した職員を改めて任用するような新たな任用制度というものが考えられないかどうかというところを検討することといたしております。

また、その際に常勤的雇用、フルタイムだけでなく短時間の勤務といった勤務形態も考えて、公務内での雇用機会の拡充、あるいは多様な勤務

を可能とするといったことにつきましても検討いたしてまいりたいと考えております。

いずれにいたしまして、高齢者の公務員にふさわしい職務というものがどのようなものがあるのか、その場合の勤務形態あるいは処遇をどのようにするのか、また職場全体の活力をどのようにして維持していくか、こういったいわば実情に即した検討というものを行っていく必要があると思ひます。地方団体とも十分連絡をとって、また国家公務員の状況というものも見ながら進めてまいりたいと考えております。

○有働正治君 早速大臣、端的にお尋ねします。年金者組合の調べによりますと、支給開始年齢六十五歳繰り延べ反対を含めまして、公的年金の改善を求める政府への意見書を採択した地方議会が全地方議会の四分の一を突破しています。これは文字どおり各党派一致で議決して政府に要望しているわけでありませう。

全地方議会の四分の一を超えるということは非常に重みのある決議だと考えますが、自治大臣、いかがでありませうか。

○国務大臣(野中広務君) 今、委員御指摘の政府への意見書につきましては、四分の一という御指摘をいただきましたけれども、私どももいたしましては現在のところ二百九団体と認識をしておるわけでございます。

いずれにいたしまして、今回の改正案を取りまとめるに当たりましては、地方公共団体の代表、あるいは組合の代表の方からそれぞれ地方公務員等の共済組合審議会におきまして正式諮問前の懇談会形式の審議も含めまして十回も御審議をいただいで、広く関係者の御意見を賜ってきたところでございます。

また、その審議に際しましては、地方公務員共済組合協議会からの要望等も参考に供して検討をしていただく等、積極的かつ精力的な各般にわたる御審議をいただいで、最終的には三月四日お示しいたしました原案を了承いただいたところでございます。

今回の制度改正は、もう申し上げるまでもなく、これからの……

○有働正治君 簡単にお願ひします。

○国務大臣(野中広務君) そういうことでございませう。

○有働正治君 実情も掌握していないというのは私は問題だとはっきり言わざるを得ません。

全地方議会の四分の一をはるかに突破しているのは、これは明白な事実なんです。そういう関係方面の意見を聞いたにもかかわらずそれだけの意見が上がつている、ここに問題点の大きさがはつきりうたわれるわけでありませう。

私は、限られた時間なので幾つかに絞って質問いたします。

一つは、支給開始の繰り延べと議論になっていきます雇用問題でございども、六十歳定年制のもとで六十五歳支給となれば五年間の空白が生まれるわけで、具体的に一つお尋ねします。

制度完成時の六十歳代前半のモデル年金額は幾らか、結論だけお答えください。

○政府委員(鈴木正明君) 厚生年金のモデル年金の条件というものをベースにいたしまして試算しますと、次のようになります。

夫婦とも六十歳代前半の場合の年金水準ですが、職域と厚生年金相当部分を合わせまして十二万一千二百円でございます。なお、六十五歳からになりますと二十五万一千二百円、こういうことでございます。

○有働正治君 自治省の調査によりますと、退職者の世帯の一カ月の生活費、現金支出は二十五万円以上三十万円未満というのが三割で最も多い。次いで二十万円以上二十五万円未満というのが四分の一を超えて、合わせまして過半数を突破しているわけでありませう。これは数年前の調査でありませう。モデル年金の二倍以上、または二倍前後というものが過半数を超えているという状況でありませう。

一方、東京都人事制度調査研究会の調べによりますと、退職者の生活は何で賄うか、これは三

つまでの複数回答であります。全体の九五・四%が退職共済年金などの公的年金を当てにしていると、文字どおり大多数の方々が年金が最大のよりどころだということを答えているわけでありませう。

今おっしゃられたモデル年金によりますと、六十歳から支給が従来どおり実施されるとしますと、夫の基礎年金相当部分の定額が年間七十八万円でありまして、部分年金の導入によりまして五年前三百万円も減らされるということになるわけでありませう。したがって、本来もろろ年金も減らされる。しかも、生活実態から照らしましても、受給者の方々は生活に非常に大きな支障が出ることは明白であります。

大臣、この点どう考え、どう暮らせというわけでありませうか。端的に。

○国務大臣(野中広務君) そういう時代を私どもはもう目の前にしながらやはり今から準備にかからなくてはならないということで取り組んだのが今回の改正でございます。この六十歳代前半の雇用につきましても、地方公共団体は、先ほど申し上げましたように、さまざまな業種を持つておるわけでございます。

けれども一方、地方分権によりまして身近な行政を住民にきめ細かくやっていかなくてはならないわけでございますので、例えば窓口のこれから拡充の問題あるいは介護の問題、あるいは休日

のふえていく中における住民サービスの問題、各般にわたって住民サービスのより濃度にしていくためにはこの六十歳代前半の人たちの経験した知識、あるいはという経験は十二分に今後公的な部門においても活用し得るのではなからうか。あるいは荒廃した森林、中山間地等の現状を思いま

すときに、こういうところにもまたこの人たちの雇用の場を求めていかななくてはならないと私は考えておるわけでございます。

○有働正治君 大分先取りした答弁でなされたようであります。地方公務員の再就職の実態、今、大臣も述べら

れましたけれども、退職者のうち何%ぐらいが就職できて、また地方公共団体における再就職はどうなのか、結論だけお示しいただきたい。

○国務大臣(野中広務君) 自治省が実施いたしております地方公務員制度の実態調査によりますと、平成五年度で平成三年度中の定年及び勧奨によります退職者は六万七千五百二十二人であります。このうち平成四年度中に再就職した者は二万五千二十人でありませう。うち当該関係団体に再就職をいたしました者は一万二千九百十七人でありませう。

○有働正治君 つまり、再就職者数は三七%で、当該地方団体への再就職というのは二割にも達していない、こういう実情であります。

東京都の人事制度調査研究会の調査、一九九二年度によりますと、都道府県レベルでは四十七団体中二十団体、このうち新規の再雇用者は十人未満が三団体、十一人から二十人が五団体、二十一人から四十人が六団体、再雇用の職員数が五百人を超える団体はわずか三団体。政令指定都市レベルでは再雇用を実施しているのは十二団体中五団体、再雇用職員が百人を超えるのは一団体。こういう極めて深刻な状況であります。

にもかかわらず、五年間繰り延べということに極めて重大な影響を及ぼさざるを得ないということにもなるわけでありませう。また、職務の性格上、公務内雇用、民間再就職が著しく困難な職種の問題もあるわけでありませう。例えば教員、看護婦、保母、清掃関係の労働者等々、仕事がつく

て定年まで働けないという人が少なくないわけでありませう。

全教、全日本教職員組合の調査によりまして、教員の二カ月の仕事時間が二百三十九時間に上つていります。長時間労働上三業種、観光バス乗務員、長距離トラック乗務員、ダンブカー運転手、これに匹敵するひどい状況であります。その結果、学校をやめたいと思う人が、アンケートに対して、男の方が四八%、女性の場合六九・八%と七割近い。なぜかという、忙し過ぎるという

ことと体がたないということを言っているわけであります。

そこで、再雇用制度を具体的に本当に確立するかどうかというのは極めて重大なわけで、いろいろ述べておられますけれども、もう一步突っ込んで責任ある答弁を大臣に求めたいと思います。

○国務大臣(野中広務君) お説のように、再雇用というのは非常に多くの問題を持つておるわけでございます。

私も公的部門で再雇用をいたそうとしたにしても、かつての上司とどのようにして職場でより和合しながら勤めていくかといったような問題等も非常にこれから難しい問題でございますけれども、何にも増して年金制度の実態を考えますときには、やはり六十歳前半の皆さん方の認識を改めていただいて、そして地方団体では先ほど申し上げましたように、それぞれ税の徴収とかあるいは用地交渉とか、こういういろいろな今までの経験、知識を生かしてそれぞれ活躍していただける場所というのはまだまだ残されるわけでございますので、退職される方の意識革命、あるいは後に続く後輩たちの意識革命も含めて公的部門での雇用というものをより拡大していかなくてはならない、こういう問題を今鋭意検討を進めておるところでございます。

○有働正治君 関連しまして、ぜひ改善をとの要請がありますので産業医、公立学校教職員保健管理費のことについてお尋ねします。

教員の中に現実には過労死に至ったりそれに近い労働条件で働いている人は少なくないわけでありまして、学校現場において教職員の健康管理、安全衛生管理に携わる産業医などの交付税措置が依然不十分なため、県が産業医への報酬を補てんしなければやっていけない状況があるわけでありまして、産業医は、月一回の学校巡視、教職員の健康管理のために細かいデータをとって指導をしなればならないなど、相当仕事に熟知しなければ役割を果たせないと云われるほど大変な業務だと聞いているわけでありまして、ところが、現実はその

に見合った報酬が出されておらないで、県がその不足分を負担していると。宮城は一人当たり年間二十四万、京都十二万、愛知七万二千、長野五万一千二百円などでありまして、

一方、自治省としまして、従来の措置に加えまして平成四年度から公立学校教職員保健管理費を措置するなど一定の努力をされてきたことは私も承知してございます。しかしながら、この三年間わずか十三万円しか総額でふえていないわけですね。したがって、その改善、増額を来年度予算から実現していただきたいという要望があるわけで、その点についての改善を求めます。

○政府委員(遠藤安彦君) 御指摘のように、産業医に対する報酬につきましては、事務部局につきましては平成二年度から、それから現場の公立学校の教職員については平成四年度から地方交付税の単位費用に算入しているところでございます。現場の教職員に係る産業医につきましては、実際は生徒の分につきましては学校医が設置されているということもありまして、その単価を使いながら現在その他の教育費に御指摘のように需要額に算入しているということでございますので、これから産業医につきましても措置につきましては、地方団体の実態等も勘案しながら、これから適切な算入を行ってまいりたいというように思っております。

○有働正治君 次に、年金の積立金の問題ですけれども、この実態、運用を見ますと、九二年決算だけで一兆七千億円の黒字となっております。年度末積立金は二兆三千九百億円であります。しかもその管理運用について、共済組合員が掛金として積み立ててきた積立金を財政投資金として大型プロジェクト中心の公共投資あるいはODA資金などの財源として運用するなど問題は多いと私は考えるわけであります。二十三兆九千億という膨大な積立金は、九二年度の支出額に対して六年分の積立金に相当する額でもあるわけでありまして、掛金の引き上げを抑制するためにもこの積立金等を適正に運用すべきだと考えるわけでありまして、

基本的な考えただけお述べただきたいと思えます。○政府委員(鈴木正明君) 共済組合の積立金は、お話しのように、平成四年度末で二十四兆円でございます。

この運用でございますけれども、これは共済組合及び連合会がそれぞれ行っているわけですが、全体で見ますと、約六兆三千億がお話のございましたような、これは財投というよりも地方債とか公庫債で地方団体が行う事業に充てられるものですが、それが約六兆三千億でございます。それから五兆五千億は組合員に貸し付け、住宅貸し付けなど、こういうものに利用されております。残りの十二兆三千億はいわゆる自主的運用というものでございます。

基本的考え方、年金財政基盤の強化に資するように安全性を確保しながら、かつできるだけ効率的な資金運用というものを目指しております。近時、特定金銭信託あるいは単独運用指定金銭信託、あるいは団体生存保険である生命保険、こういう運用対象商品も広がっております。いづれにいたしましても、より効率的、適切な運用が図られることが大事であると考えております。

○有働正治君 今申しましたように、現在の積立金は地共済の場合、直ちに収入ゼロになったといえども、六年度の年金を支払える積立金を保有しているわけでありまして、公的年金全体の場合には現在約六百兆の積立金が二〇二五年には七百二十兆円にも達するわけでありまして、したがって、これまでの積立金を二年度程度の給付財源を確保しつつ保険料掛金は現行労使五対五、これを三対七にすれば掛金率を引き上げなくてもいいと私も考えるわけでありまして、

また、厚生省の試算でも、基礎年金への国庫負担を引き上げれば保険率を引き下げることができ、三分の二にすれば七割下がるということも明らかにされているわけでありまして、こうした対応を私は積極的に行って、今度のような大改悪などすべきではないということをはっきり申し上げておきます。

もう一点だけ要望、主張をしておきますけれども、この積立金の民主的管理運営の上で、自治省直轄の地共済連合会の審議委員のメンバー、これを公正に任命する必要があると考えるわけでありまして、現在の審議委員メンバーのうち、労働界では自治労や日教組は含まれていないようでありまして、大きな労働組合であります自治労連、全教などは入っていないわけでありまして、もっと広く公正に選んで、広く聞いて民主的運営管理をすべきであるということを強く要望して、時間になりましたので私の質問を終わりたいと思っております。

○西川潔君 よろしくお願いたします。たくさん先生の先生方からたくさん質問が出ましたので重複しないように気をつけて質問をさせていただきます。お伺いしておきたいと思っております。

今回の年金改革法案の修正をめぐって与野党のやりとりを国民の目から見ますと、将来の保険料の負担をどう考えるか、またそのために国庫負担率をどうするのか、そしてその財源は一体どうするのか、国民にとって非常に大切な論議がなされているにもかかわらず、どうもすっきりしないという本音がそこに加入者のあるいは受給者の視点から考えてくれているのであろうか。

先ほど釘宮先生からの質問、大臣の答弁も聞かせていただきました。国民の一人として国民生活に直接大きな影響もある大切なこの問題を政争の具にしているのではないかとするような新聞の記事も目にいたします。国民の目に映ってもやむを得ないというふうにも思っています。

もう一度野中大臣に、どのように受けとめておられるのか、お伺いしたいと思っております。

○国務大臣(野中広務君) 基礎年金の国庫負担の引き上げというのは、より国庫負担が多い方がいいにこしたことはないわけでございますけれども、いわゆる社会保険方式のもとで税と保険料のバランスをどのように考えていくのか、あるいはこれから深刻になってくる少子・高齢化社会を踏

まえながら、限られた財源というものを社会保障、社会福祉にどのように重点的に配分していくのか。特に、西川委員は児童施設とか老人施設に深い関心を持たれまして訪問等をいただいております。私も私も承知しておるわけでございますけれども、先ほど釘宮委員がおっしゃいましたように、この国庫負担率を上げるために消費税率をもっと上げたらいけないか、これも一つの私は意見だと思ひます。

けれども、私も私は初めに増税ありきじゃない、また消費税率を上げるといふことはより社会的弱者に負担を求めていくことになるわけでございます。できるだけ消費税率を上げることを少なくする中で全体の財源をどのように重点的に配分をしていくかという問題から考えましたときに、前政権がお出しになりました三分の一というのが私も引き続き提議をさせていただいたわけでございまして、衆議院の附帯決議等を踏まえながら、今後とも引き続き検討をしてまいりたいと存じております。

○西川潔君 ぜひいい方向によりしくお願いしたいものでございます。

次にお伺いしたかったですけれども、これはまた岩崎先生の方から御質問がございましたので二番目の質問は飛ばさせていただきますと思ひます。

次に、三番目には年金の一元化についてということも伺いましたかったですけれども、これも釘宮先生の方から御質問がございましたので四番目に移りたいと思ひます。

六十五歳以降についての取り扱いについて伺ひたいと思ひます。

現在、共済年金の場合は六十五歳になっても引き続き組合員である方には年金と賞金の調整があります。保険料は徴収するという取り扱いになっていますが、一方、厚生年金の場合は六十五歳になれば無条件に支給されることになっています。共済の場合は老齢年金ではなく退職年金という考

えに立っているために両者の違いが出てくるということだと思ひますけれども、この点一部には、今回の改正によってみんなが少しづつ痛みを分かち合うというときに、非常に恵まれた方は例えば六十五歳を過ぎても所得が高いのに年金は満額出てしまう、四十一年以上働いて心身ともに疲れ、仕事がない、あるいは健康を害した、こういう六十歳の人にはかなりの痛みを受けるのに、これはバランスがとれていないのではないかと、こういうふうな言われる方もたくさんいらっしゃるわけですから。

一九九三年の有識者調査の結果では、六十五歳以降の年金と賞金の調整について、賞金のある者についても年金を支給することとするが、一定以上の賞金の者については年金の一部を支給停止するとする意見が何と六七・一％と最も多いわけでございますけれども、今回の改正案には直接関係はございませんが、近い将来の年金の一元化のときにはこの問題を解決する必要があると思ひます。

こういう御意見もたくさん僕らは聞くわけですが、この点につきましては自治大臣といったしましてはどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(野中広務君) 六十五歳以降の取り扱いにつきましては、御指摘の差異は、今、西川委員が御指摘のように、共済年金は退職すれば支給する退職年金であり、これをもって構成をされておるわけでございます。あるいは厚生年金は老齢年金として六十五歳以上の現役世代として扱わない前提で構成をされているという両制度の基本的な差から由来をしておることは委員御指摘のとおりでございます。

したがって、この違いを仮に厚生年金の扱いを共済年金に合わせる形で調整をするとして、例えば厚生年金において老齢の基準年齢とされ六十五歳以降も保険料を徴収するとともに、年金と賞金との調整を行わなくてはならぬに、関係者の理解を得なければならぬ問題があるわけでございます。

いずれにいたしましても、今後年金一元化の懇談会の議論を通じて、この論議をいただきながら関係省庁とも十分他共済年金の整合性をとりながら検討をいたしてまいりたいと存じておるところでございます。

○西川潔君 大衆の多いところでございますのでよろしくお願ひいたします。

次に、退職共済年金等の受給権者が他制度に移した場合は賞金と年金の調整措置についてお伺ひをいたします。

今回の法改正を初め、六十歳代前半の雇用促進施策によりまして六十歳以後に再就職をされる方が確実にふえてくるわけでございます。そうした中で民間から民間へ、あるいは官から民へ、または民から官へという複数の選択が考えられるわけですから、そのいずれの場合におきましても賞金と年金の調整措置にはかなり開きがございます。

例えば、民から民へへ場合は在職老齢年金の適用がございまして、官から民の場合は所得制限、民から官になりますと厚生年金は全額受給できることになっておるわけです。どのケースが得でどのケースが損ということではございませんが、今後雇用と年金、賞金と年金を合わせた生活設計を一人一人が組み立てていかなくてはならないと思ひます。

その状況の中で、再就職いかんによつてはその生計に大きな開きが生ずるのであれば、再就職を考へる際に選択の幅を狭くするのではないかなというふうにお考えいただけます。そのような疑問を感じておられる方もたくさんいらっしゃると思ひます。この点については、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(野中広務君) 年金と賞金の調整につきましては、退職前と退職後の再就職のときの適用制度が同一であります場合はその制度において月々の賞金が把握をできるわけでございます。けれども、この退職前と再就職のときの適用制度が異なる場合には、年金給付を行う制度におきま

して月々の賞金が把握をできないということから、厚生年金におきましては賞金との調整を行わずに満額支給するというようにしておるわけでございます。

一方、共済年金におきましては、税法上の給与所得を指標といたしまして賞金との調整を図っておるところでございます。このような年金と賞金の調整の取り扱いの違いにつきまして、技術的に非常に制約を受ける要因が多いわけでございまして、今後の取り扱いにつきまして、今申し上げました技術的事項も含めまして、関係者間で総合的な検討がなされるべきであると考えております。

○西川潔君 よろしくお願ひいたします。もうあと五分ほどになりましたので、次に育児休業のこともお伺ひしたかったですけれども、岩崎先生の方から御質問がございましたのでこれも割愛させていただきます。

そして、介護制度の方もこれは割愛させていただきます。

次に、官民格差についてお伺ひいたします。以前には各制度間の格差について官民格差という声をよく耳にいたしました。この十年間の間に制度改革が進められてきた結果、その格差も次第に解消に向かっていると思ひます。官民格差を指摘する声も、小さくなりつつあるように思ひますが、しかしもう少し状況でもまだまだ官民格差を感じておられる方も少なくはないと思ひます。

現実にはどういった指摘があるのかと申しますと、例えば遺族年金の転給です。遺族年金の転給をおっしゃる方がおられますが、厚生年金の場合ですと、夫が死亡して遺族年金を受給している妻が仮に再婚をいたしますと遺族年金の支給は停止になります。一方、共済年金では、場合によっては父母への転給が認められております。これなんかはどうも納得がいきません。

この問題についてはむしろ厚生年金に格差の是正をお願いしたいところでございますけれども、本日は地方行政委員会でございますので自治省にこの指摘

に対する認識と官民格差についての現状をどのようにに認識されておられるのか、お伺いをいたしまして最後の質問にしたいと思います。

○政府委員(鈴木正明君) 遺族年金の関係でございますが、まず遺族の順位につきましては、厚生年金、共済年金、いずれも第一順位が配偶者及び子、第二順位が父母、第三順位が孫、第四順位が祖父母、こういうふうになっております。

厚生年金においては夫婦と未成年の子というのが家族の基本的な単位という考え方で、これを「グループ」というふうに考えております。したがって、配偶者及び子を第一順位の遺族ということにしておりまして、本人死亡時に配偶者や子供が全くない場合、その場合に限って父母等について遺族と認めて、それで遺族年金の支給を認めると、こういうふう非常に限定しております。

他方、共済年金の方は、これまでの沿革もございまして、父母が組合員によって生計を維持していたと、こういう実際の必要性も考えまして、本人死亡時に一定の配偶者や子供がなかった場合に、今お話しのように、再婚等により受給資格を失う、一定の配偶者や子供が受給資格を失った場合には父母等の受給資格を認める、こういう扱いとなつてゐるわけでございます。ただ、この場合でも一人一年金の原則でございまして、配偶者が自分の年金をもらえる場合には、それと遺族年金とのいずれかを選擇する、こういうことになるものがございます。

このような取り扱ひの違いというのは、いわば従来からの取り扱ひの経緯によるという面が強いわけでございまして、今後横並びでどう考えていくかということにつきまして、共済制度全体を通じて問題でございまして、関係省庁と検討をしていくつもりでございまして。

なお、官民格差の現状認識でございまして、今お話のございましたように、六十年改正以降順次制度改正が行われて、給付面ではほぼ各制度同一のものになつてゐるというふうに考えておりますが、なお公務員制度等の一環という共済年金

の性格、あるいは技術的な面からの制約、あるいは従来からの取り扱ひの経緯といった点に起因しまして厚生年金と共済年金の間で取り扱ひの違うものも見られます。今後の取り扱ひにつきましては、一元化懸の論議などを通じて関係者間で十分検討していく必要がある、こういうふう考えております。

○西川潔君 ありがとうございます。
○委員長(岩本久人君) 以上をもちまして、本法律案に対する質疑は終局いたしました。本日はこれにて散会いたします。
午後零時四十四分散会

十月十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、森林交付税(仮称)創設に関する請願(第一五号)
二、特別地方消費税の撤廃に関する請願(第七五号)

第一五号 平成六年十月十三日受理
森林交付税(仮称)創設に関する請願
請願者 新潟市寄居町七〇四ノ二 細員幸也

紹介議員 吉川 芳男君

森林は、木材資源を供給するばかりでなく国土の保全、水資源のかん養、大気浄化等多くの公益的な機能を有し、広く国民の財産であり、最近の地球環境保全の機運の高まりとともに一段とその重要性が認識されてゐる。しかしながら近年山村を取り巻く情勢は非常に厳しく、林業の不振と過疎化、高齢化が進む中で林業従事者が減少しており、国においても森林・山村対策として財源措置がなされてゐるが、依然として十分な森林整備が行われない現状にあり、このままでは森林の荒廃はもとより山村地域全体の衰退が懸念される。ついで、森林の持つ公益的諸機能と山村市町村の財政力のせい弱さにかんがみ、一層の林業・山村振興施策の推進を図るため、いわゆる「森林交付

税」を創設されたい。

第七二号 平成六年十月六日受理
特別地方消費税の撤廃に関する請願
請願者 愛媛県松山市道後緑台二ノ二〇
大木正治 外一万名

紹介議員 山本 富雄君
特別地方消費税は撤廃し、消費税のみの課税とされたい。

理由

特別地方消費税は、戦時中のぜいたくな消費を抑制する目的で設けられた遊興飲食税が昭和三十六年に料理飲食等消費税となつて継続課税され、その名称を換えたものであるが、この税の根拠となる奢侈(しゃし)的消費行為への課税という理念は終始一貫してゐるところである。しかるに、この間の社会的実態は大きく変貌を遂げ、課税の対象となる旅行に伴う宿泊や家族団らんの場合としての料理飲食店での利用行為は、国民の日常生活に溶け込み、もはやこの種の消費行為に奢侈的行為は見いだすことができないにもかかわらず、課税することは極めて不条理である。また、宿泊及び飲食の単一な消費行為に対し消費税と特別地方消費税が併課されてゐる実態は、消費者の到底理解し得ないものである。よつて、この度の抜本税制改革に当たり、課税の適正化を図るためにも特別地方消費税を撤廃するよう強く求める。

十月二十一日日本委員会に左の案件が付託された。
一、特別地方消費税の撤廃に関する請願(第八八号)(第九九号)(第九〇号)(第九一〇号)(第九一〇号)(第九一〇号)

第八八号 平成六年十月十二日受理
特別地方消費税の撤廃に関する請願
請願者 長野県伊那市伊那三、三七三 長田 薫 外千六百九十名
紹介議員 下条 進一郎君

この請願の趣旨は、第七二号と同じである。

第八九号 平成六年十月十二日受理
特別地方消費税の撤廃に関する請願
請願者 宮崎県西都市妻町一ノ二八 鎌田 敬次郎 外百五十名

紹介議員 上杉 光弘君
この請願の趣旨は、第七二号と同じである。

第九〇号 平成六年十月十二日受理
特別地方消費税の撤廃に関する請願
請願者 群馬県利根郡利根村老神五九四 桑原俊彦 外三千八十六名

紹介議員 山本 富雄君
この請願の趣旨は、第七二号と同じである。

第九一〇号 平成六年十月十二日受理
特別地方消費税の撤廃に関する請願
請願者 群馬県吾妻郡中之条町大字四万甲 三、八七六ノ一 田村亮一 外千八百八十名

紹介議員 上野 公成君
この請願の趣旨は、第七二号と同じである。

第九一〇号 平成六年十月十三日受理
特別地方消費税の撤廃に関する請願
請願者 広島市東区光町一ノ一四ノ一〇 濱田竹士 外五百五十二名

紹介議員 宮澤 弘君
この請願の趣旨は、第七二号と同じである。

十月二十八日本委員会に左の案件が付託された。
一、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(第二百二十九回国会提出、衆議院継続審査)
(小字及び一は衆議院修正)
地方公務員等共済組合法等の一部を改正す

る法律案

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第一条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項中「二十五分の一」を「二十分の一」に改め、「金額」の下に「(当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。)」を加える。

第七十四条の二第一項中「昭和六十三年」を「平成五年」に改める。

第八十条第二項中「十九万二千円」を「二十二万四千四百円」に、「六万四千円」を「七万四千八百円」に改める。

第八十七条第三項中「四十九万九千五百円」を「五十八万五千円」に改め、同条第四項第一号中「三百五十七万円」を「四百四十八万八千円」に改め、同項第二号中「二百二十万五千円」を「二百五十六万二千円」に改め、同項第三号中「百九十九万五千円」を「二百三十一万八千円」に改める。

第八十八条第三項中「十九万二千円」を「二十二万四千四百円」に改める。

第九十四条中「死亡したとき、又は障害共済年金の受給権者の障害の程度が障害等級に該当しなくなった場合において、その該当しなくなった日から起算して障害等級に該当することなく三年を経過した」を「次の各号のいずれかに該当するに至つた」に改め、同条に次の各号を加える。

一 死亡したとき。

二 障害等級に該当する程度の障害の状態にない者が六十五歳に達したとき。ただし、六十五歳に達した日において、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当し

なくなつた日から起算して障害等級に該当することなく三年を経過していないときを除く。

三 障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなつた日から起算して障害等級に該当することなく三年を経過したとき。ただし、三年を経過した日において、当該受給権者が六十五歳未満であるときを除く。

第九十七条第一号中「受給権者」の下に「(最後に障害等級に該当する程度の障害の状態(以下この条において「障害状態」という。))に該当しなくなつた日から起算して障害状態に該当することなく三年を経過した障害共済年金の受給権者(現に障害状態に該当しない者に限る。)(を除く。))」を加え、同条第二号中「受給権者」の下に「(最後に障害状態に該当しなくなつた日から起算して障害状態に該当することなく三年を経過した国民年金法による障害基礎年金の受給権者又は厚生年金保険法による障害厚生年金の受給権者(いずれも現に障害状態に該当しない者に限る。))その他の政令で定める者を除く。))」を加える。

第九十八条中「四十九万九千五百円」を「五十八万五千円」に改める。

第九十九条の二第三項中「八十九万二千五百円」を「百三十七万七千円」に改める。

第九十九条の三中「四十九万九千五百円」を「五十八万五千円」に改める。

第一百零四条第四項中「五十三万円」を「五十九万円」に、「八万円」を「九万二千円」に改める。

第一百四十四条の十四第一項中「団体の住所又は」を「地方職員共済組合は、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は団体の住所若しくは、」に、「は、地方職員共済組合の請求により、市町村税の滞納処分の例によつて、これを処分する」を「に」対して、その処分を請求する」に改め、同項後段を削り、同条第二項を次のように改める。

2 地方職員共済組合は、前項の規定により国税滞納処分の例により処分しようとするときは、自治大臣の認可を受けなければならない。

第一百四十四条の十四に次の一項を加える。

3 市町村は、第一項の規定による処分の請求を受けたときは、市町村税の滞納処分の例によつてこれを処分することができる。この場合においては、地方職員共済組合は、徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

第一百四十八条、第一百四十九条及び第七十三条中「十万円」を「二十万円」に改める。

附則第十四条の八を次のように改める。

(平均給料月額額の改定)

第十四条の八 次の表の上欄に掲げる期間に係る組合員期間を有する者の平均給料月額(地方公共団体の長の平均給料月額を含む。)を計算する場合においては、第四十四条第二項及び第二百二条第一項中「給料の額」とあるのは、「給料の額(その月が附則第十四条の八の表の上欄に掲げる期間に属するときは、その月の掛金の標準となつた給料の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額とする。)」とする。

昭和六十二年三月以前	一・二二
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二九
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二六
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・〇九
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇四
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇一
平成五年四月以後	〇・九九

附則第二十条第一項第一号中「三百八十八円」を「千六百二十五円」に、「四百二十円」を「四百四十四円」に改める。

附則第三十三条中「五十三万円」を「五十九万円」に改める。

第二条 地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「未満で」を「に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあつて」に改める。

第五条第一項第八号中「掛金」の下に「及び特別掛金」を加える。

第三十八条の二第二項第二号及び第三十八条の三第一項第七号中「割合」の下に「及び期末手当等と特別掛金との割合」を加える。

第七十六条の二を第七十六条の五とし、第七十六条の次に次の三条を加える。

第七十六条の二 前条第一項の規定によりその支給を停止するものとされた退職共済年金(同条第三項又は第五項の規定によりその支給の停止が解除されているものを除く。)の受給権者(配偶者に対する遺族共済年金又は他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付で遺族共済年金に相当するもの若しくは厚生年金保険法による遺族厚生年金(それぞれ配偶者に対するものに限る。))を受け

る権利を有するものに限る。は、当該退職共済年金に係る同条第三項の申請を行わないときは、同条第一項の規定にかかわらず、当該退職共済年金の額(同条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる金額があるときは、当該退職共済年金の額から当該金額を控除して得た金額。次項において同じ。)の二分の一(第八十条第一項の規定により加給年金額が加算された退職共済年金にあつては、当該退職共済年金の額から当該加給年金額を控除して得た金額の二分の一に相当する金額に当該加給年金額を加算した額。次項において同じ。)に相当する部分の支給の停止

の解除を申請することができる。

2 前項の申請があつた場合には、当該申請に係る退職共済年金については、前条第一項の規定にかかわらず、当該退職共済年金の額の二分の一に相当する部分の支給の停止は、行わない。この場合においては、同条第四項ただし書の規定を準用する。

3 退職共済年金又は他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付で退職共済年金に相当するもの若しくは厚生年金保険法による老齢厚生年金について、第一項の規定又は他の法令の規定でこれに相当するものとして政令で定めるものによりその一部の支給の停止の解除を申請した者は、遺族共済年金(配偶者に対するものに限る。)の額(前条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる金額があるときは、当該遺族共済年金の額から当該金額を控除して得た金額。次項において同じ。)の三分の二に相当する部分の支給の停止の解除を申請することができる。

4 前項の申請があつた場合には、当該申請に係る遺族共済年金については、前条第一項の規定にかかわらず、当該遺族共済年金の額の三分の二に相当する部分の支給の停止は、行わない。この場合においては、同条第四項ただし書の規定を準用する。

5 前条第五項の規定は、第二項又は前項の規定により現にその支給が行われている退職共済年金又は遺族共済年金について準用する。

6 前条第六項の規定は、第一項及び第三項の申請について準用する。

(年金の支払の調整)

第七十六条の三 この法律による年金である給付(以下この項において「乙年金」という。)の受給権者がこの法律による他の年金である給付(以下この項において「甲年金」という。)を受ける権利を取得したため乙年金を受ける権利が消滅し、又は同一人に対して乙年金の支給を停止して甲年金を支給すべき場合において、

て、乙年金を受ける権利が消滅し、又は乙年金の支給を停止すべき事由が生じた月の翌月以後の分として、乙年金の支払が行われたときは、その支払われた乙年金は、甲年金の内払とみなす。

2 年金の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金が支払われたときは、その支払われた年金は、その後支払うべき年金の内払とみなすことができる。年金を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の年金が支払われた場合における当該年金の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。

第七十六条の四 この法律による年金である給付の受給権者が死亡したためその受ける権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該年金である給付の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき年金である給付があるときは、主務省令で定めるところにより、当該年金である給付の支払金の金額を当該過誤払による返還金に係る債権の金額に充当することができる。

第七十八条第二項を次のように改める。

2 前項に定めるもののほか、組合員が、次の各号のいずれにも該当するに至つたときは、その者に退職共済年金を支給する。

一 六十五歳以上であること。

二 一年以上の組合員期間を有すること。

三 組合員期間等が二十五年以上であること。

第八十条第一項中、「十八歳未満の子又は二十歳未満で第八十四条第二項に規定する障害等級(以下この条において「障害等級」という。)の一級若しくは二級に該当する障害の状態にある子」を「又は子(十八歳に達する日以後の最初の

三月三十一日までの間にある子及び二十歳未満で第八十四条第二項に規定する障害等級(以下この条において「障害等級」という。)の一級若しくは二級に該当する障害の状態にある子に限る。に改め、同条第四項第八号中「十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日」を「十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日」に改め、同項第九号中「未満の」を「に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある」に改める。

第八十一条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、退職共済年金の受給権者が組合員である間において、次の各号に掲げる場合に該当する期間があるときは、その期間については、退職共済年金の額のうち、当該各号に定める金額に相当する部分及び前条第一項に規定する加給年金額に相当する部分に限り、支給の停止は、行わない。

一 その者の基準給与月額(各年の一月から九月までにあつては当該前年の六月、各年の十月から十二月までにあつては当該年の六月)におけるその者の掛金の標準となつた給料の額に第四十四条第二項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額をいう。以下この項において同じ。)と当該退職共済年金の額(第七十九条第一項第二号に掲げる金額及び前条第一項に規定する加給年金額を除く。)の百分の八十に相当する金額(以下この項において「在職中支給基本額」という。)を十二で除して得た額(以下この項において「基本月額」という。)との合計額が二十〇万円以下である場合、在職中支給基本額に相当する金額

二 その者の基準給与月額と基本月額との合計額が二十〇万円を超え、かつ、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれイからニまでに定める金額に十二を乗じて得た額が在職中支給基本額に満たない場合、在職中支給基本額に相当する金額か

ら、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれイからニまでに定める金額に十二を乗じて得た額を控除して得た金額

イ 基本月額が二十〇万円以下であり、かつ、その者の基準給与月額が三十四万円以下である場合、その者の基準給与月額と基本月額との合計額から二十〇万円を控除して得た金額の二分の一に相当する金額にその者の基準給与月額から三十四万円を控除して得た金額を加えた金額

ハ 基本月額が二十〇万円を超え、かつ、その者の基準給与月額が三十四万円以下である場合、その者の基準給与月額と基本月額との合計額から二十〇万円を控除して得た金額の二分の一に相当する金額にその者の基準給与月額から三十四万円を控除して得た金額を加えた金額

ロ 基本月額が二十〇万円以下であり、かつ、その者の基準給与月額が三十四万円を超える場合、三十四万円と基本月額との合計額から二十〇万円を控除して得た金額の二分の一に相当する金額にその者の基準給与月額から三十四万円を控除して得た金額を加えた金額

二 基本月額が二十〇万円を超え、かつ、その者の基準給与月額が三十四万円を超える場合、その者の基準給与月額から三十七万円を控除して得た金額

第九十二条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、障害共済年金の受給権者が組合員である間において、次の各号に掲げる場合に該当する期間があるときは、その期間については、障害共済年金の額のうち、当該各号に定める金額に相当する部分及び第八十八条第一項に規定する加給年金額に相当する部分に限り、支給の停止は、行わない。

一 その者の基準給与月額(各年の一月から九月までにあつては当該前年の六月、各年の十月から十二月までにあつては当該年の

の十月から十二月までにあつては当該年の

六月におけるその者の掛金の標準となつた給料の額に第四十四条第二項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額をいう。以下この項において同じ。）と当該障害共済年金の額(第八十七条第一項第二号又は第九十条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。))の規定により算定された障害共済年金にあつては、これらの規定により算定した金額のうち政令で定める金額及び第八十八条第一項に規定する加給年金(以下この項において「在職中支給基本額」という。)を十二で除して得た額(以下この項において「基本月額」という。)との合計額が二十〇万円以下である場合、在職中支給基本額に相当する金額

二、その者の基準給与月額と基本月額との合計額が二十〇万円を超え、かつ、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれイからニまでに定める金額に十二を乗じて得た額が在職中支給基本額に満たない場合、在職中支給基本額に相当する金額から、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれイからニまでに定める金額に十二を乗じて得た額を控除して得た金額

イ 基本月額が二十〇万円以下であり、かつ、その者の基準給与月額が三十四万円以下である場合、その者の基準給与月額と基本月額との合計額から二十〇万円を控除して得た金額

ロ 基本月額が二十〇万円以下であり、かつ、その者の基準給与月額が三十四万円を超える場合、三十四万円と基本月額との合計額から二十〇万円を控除して得た金額

金額の二分の一に相当する金額にその者の基準給与月額から三十四万円を控除して得た金額を加えた金額

ハ 基本月額が二十〇万円を超え、かつ、その者の基準給与月額が三十四万円以下である場合、その者の基準給与月額と基本月額との合計額から二十〇万円を控除して得た金額

ニ 基本月額が二十〇万円を超え、かつ、その者の基準給与月額が三十四万円を超える場合、その者の基準給与月額から三十七万円を控除して得た金額

第九十九条の七第二項第一号中「が、十八歳に達した」とについて、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了した」に改め、同項第二号中「未滿の」とに達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある」に改める。

第九十九条の七第二項第二号中「掛金」の下に、「特別掛金」を加え、同条第二項各号列記以外の部分中「掛金及び」の下に「特別掛金並びに」を加え、同項第二号中「掛金」の下に「及び特別掛金」を加え、同条第五項中「及び地方公共団体」を「並びに地方公共団体」に改める。

第九十九条の次に次の一条を加える。

(育児休業期間中の掛金の特例)

第九十九条の二 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項の規定により育児休業をしている組合員(第百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合員を除く。)が組合に申出をしたときは、前条の規定にかかわらず、その申出をした日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金は、徴収しない。

第百十五條の次に次の一条を加える。

(特別掛金)

第百十五條の二 特別掛金は、組合員が期末手当等(地方自治法第二百四條の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する

る手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。)を受ける月につき、徴収するものとする。

2 特別掛金は、組合員が受ける期末手当等の額(その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を標準として算定するものとし、その期末手当等と特別掛金との割合は、地方公務員共済組合連合会の定款で定める。

3 前条の規定は、特別掛金について準用する。この場合において、同条第一項中「毎月給料その他の給与を支給する際組合員の給与」とあるのは、「次条第一項に規定する期末手当等を支給する際組合員の当該期末手当等」と読み替えるものとする。

第百十七條第一項中「掛金」の下に「若しくは特別掛金」を加える。

第百三十九條中、「組合」を「組合」に改め、「仮定給料」との下に、第百十五條の二第一項中「期末手当等(地方自治法第二百四條の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。)」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、同条第二項及び第三項中「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」とを加える。

第百四十條第一項中「公庫等の負担金」との下に、「第百十四條の二中「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二

条第一項」とあるのは「育児休業等に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一項」と、第百十五條の二第一項中「期末手当等(地方自治法第二百四條の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。)」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、同条第二項及び第三項中「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」とを加える。

第百四十一條第一項中「及び地方公共団体」とあるのは「並びに地方公共団体」と、を削り、「組合の負担金」との下に、「第百十四條の二中「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二條第一項」とあるのは「育児休業等に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一項」と、第百十五條の二第一項中「期末手当等(地方自治法第二百四條の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。)」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、同条第二項及び第三項中「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」とを加える。

第百四十二條第二項の表第百十三條第二項各号列記以外の部分の項中「掛金及び」の下に「特別掛金並びに」を加え、同表第百十三條第五項の項中「及び」を「並びに」に改め、同項の次に次のように加える。

第百十四條の二	
地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項	国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)第三条第一項

第百四十二条第二項の表第百十五条第二項の項の次に次のように加える。

第百十五条の二	地方自治法第二百四十四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるもの	一般職の職員の給与等に関する法律の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものとし、その他の職員については、これらに準ずる給与
---------	--	---

第百四十四条の三第一項中「第百十五条」の下に、「第百十五条の二第三項」を加え、同条第二項の表第五十二条の項の次に次のように加える。

第七十六條の四	主務省令	自治省令
第百四十四條の三第二項の表第百十三條第二項各号列記以外の部分の負担金	及び団体（第百四十四條の三第一項に規定する団体をいう。以下この条において同じ。）の負担金	

第百四十四條の三第二項の表第百十四條第三項の項の次に次のように加える。

第百十四條の二	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二條第一項	育児休業等に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二條第一項
第百十五條の二	地方自治法第二百四十四條の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるもの	第百四十四條の三第一項に規定する団体職員が、同項に規定する団体から勤務の対償として受ける給与で、地方自治法第二百四十四條第二項に規定する期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当又はこれらの手当に準ずるものとして政令で定めるものに相当するもの

第百四十四條の十二第一項中「掛金」の下に「（期末手当等を支給する月にあつては、特別掛金を含む。）」を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、「掛金」の下に「又は特別掛金」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 団体は、団体組合員の期末手当等を支給するときは、その期末手当等から当該団体組合員が負担すべき特別掛金に相当する金額を控除することができる。

第百四十四條の十三及び第百四十四條の十四中「掛金」の下に「若しくは特別掛金」を加える。

第百四十四條の十五及び第百四十四條の十六中「掛金」の下に「特別掛金」を加える。

第百四十四條の二十一中「掛金」の下に「及び特別掛金」を加える。

第百四十四條の二十三第二項中「同じ。」の下に「特別掛金」を加え、同条第四項中「掛金」の下に「特別掛金」を加える。

第百四十四條の二十六第二項中「及び掛金」を「並びに掛金及び特別掛金」に改める。

附則第十八條中第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 第百四十四條の二の規定は、特例退職組合員については、適用しない。

附則第十九條及び第二十條を次のように改める。

第十九條 当分の間、六十五歳未満の者が、次の各号のいずれにも該当するに至つたときは、その者に退職共済年金を支給する。

一 六十歳以上であること。

二 一年以上の組合員期間を有すること。

三 組合員期間等が二十五年以上であること。

第二十條 前條の規定による退職共済年金に係る第八十二條の規定の適用については、同条第一項中「退職共済年金の受給権者が」とあるのは「退職共済年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五條第十三号に規定する第四種被保険者を除く。）」と、「他の共済組合の組合員等」とあるのは「厚生年金保険の被保険者等」とする。

2 第七十六條の二の規定は、前條の規定による退職共済年金については、適用しない。

3 第八十條の規定は、前條の規定による退職共済年金の額については、適用しない。

附則第二十條の次に次の二條を加える。

第二十條の二 附則第十九條の規定による退職共済年金（第七十九條の規定によりその額が算定されるものに限る。）の受給権者が、組合員でなく、かつ、傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態（以下この項、第五項、

附則第二十五條の三第九項及び附則第二十五條の四第九項において「障害状態」という。）にあるとき（その傷病が治らない場合その症状が固定し治療の効果が期待できない状態にある場合を除く。）にあつては、その傷病に係る初診日から起算して一年六月を経過した日以後においてその傷病により障害状態にあるときは、その者は、退職共済年金の額の算定に係る特例の適用を請求することができる。

2 前項の請求があつたときは、退職共済年金の額を改定するものとし、当該請求に係る退職共済年金の額は、第七十九條の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合算額とする。ただし、一年以上の引き続く組合員期間を有しない者に係る退職共済年金の額は、第一号及び第二号に掲げる金額の合算額とする。

一 千六百二十五円に組合員期間の月数（当該月数が四百四十四月を超えるときは、四百四十四月）を乗じて得た額

二 平均給料月額（千分の七・五に相当する額）に組合員期間の月数を乗じて得た額

三 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額

イ 組合員期間が二十年以上である者 平均給料月額（千分の一・五に相当する額）に組合員期間の月数を乗じて得た額

ロ 組合員期間が二十年未満である者 平均給料月額（千分の〇・七五に相当する額）に組合員期間の月数を乗じて得た額

3 第七十九條第二項及び第三項の規定は前項の退職共済年金の額の算定について、第八十條の規定は同項の退職共済年金の額に加算される加給年金額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時）」とあるのは「附則第二十條の二第一項の請求があつた当時（当該請求があつた当時）」と改める。

2 前項の請求があつたときは、退職共済年金の額を改定するものとし、当該請求に係る退職共済年金の額は、第七十九條の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合算額とする。ただし、一年以上の引き続く組合員期間を有しない者に係る退職共済年金の額は、第一号及び第二号に掲げる金額の合算額とする。

一 千六百二十五円に組合員期間の月数（当該月数が四百四十四月を超えるときは、四百四十四月）を乗じて得た額

二 平均給料月額（千分の七・五に相当する額）に組合員期間の月数を乗じて得た額

三 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額

イ 組合員期間が二十年以上である者 平均給料月額（千分の一・五に相当する額）に組合員期間の月数を乗じて得た額

ロ 組合員期間が二十年未満である者 平均給料月額（千分の〇・七五に相当する額）に組合員期間の月数を乗じて得た額

3 第七十九條第二項及び第三項の規定は前項の退職共済年金の額の算定について、第八十條の規定は同項の退職共済年金の額に加算される加給年金額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時）」とあるのは「附則第二十條の二第一項の請求があつた当時（当該請求があつた当時）」と改める。

2 前項の請求があつたときは、退職共済年金の額を改定するものとし、当該請求に係る退職共済年金の額は、第七十九條の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合算額とする。ただし、一年以上の引き続く組合員期間を有しない者に係る退職共済年金の額は、第一号及び第二号に掲げる金額の合算額とする。

一 千六百二十五円に組合員期間の月数（当該月数が四百四十四月を超えるときは、四百四十四月）を乗じて得た額

二 平均給料月額（千分の七・五に相当する額）に組合員期間の月数を乗じて得た額

三 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額

イ 組合員期間が二十年以上である者 平均給料月額（千分の一・五に相当する額）に組合員期間の月数を乗じて得た額

ロ 組合員期間が二十年未満である者 平均給料月額（千分の〇・七五に相当する額）に組合員期間の月数を乗じて得た額

と、「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、「前条の」とあるのは「附則第二十條の二第二項の規定並びに同条第三項において準用する前条第二項及び第三項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、同条第三項中「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第二十條の二第二項の請求があつた当時」と、「当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該請求があつた当時」と読み替えるものとする。

4 前二項の規定によりその額が算定される退職共済年金に係る第七十六條、第八十一條及び前条第一項の規定により読み替えられた第八十二條の規定の適用については、第七十六條第二項中「第七十九條第一項第二号に掲げる金額に相当する金額」とあるのは「附則第二十條の二第二項第三号に掲げる金額に相当する部分」と、第八十一條第二項中「相当する部分」とあるのは「相当する部分」と、「第七十九條第一項第二号に掲げる金額及び前条第一項」とあるのは「附則第二十條の二第二項第一号及び第三号に掲げる金額並びに同条第三項において準用する前条第一項」と、同条第四項及び第五項中「前条第一項」とあるのは「附則第二十條の二第三項において準用する前条第一項」と、前条第一項の規定により読み替えられた第八十二條第一項中「第七十九條第一項第二号に掲げる金額及び第八十條第一項」とあるのは「附則第二十條の二第二項第三号に掲げる金額及び同条第三項において準用する第八十條第一項」とする。

5 第二項及び第三項の規定によりその額が算定される附則第十九條の規定による退職共済年金の受給権者が、障害状態に該当しなくなつたときは、第二項及び第三項の規定にかかわらず、当該退職共済年金の額を、第七十九

條第一項の規定により算定した金額に改定する。ただし、障害状態に該当しなくなつた当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が四十五年以上である場合には、この限りでない。

第二十條の三 附則第十九條の規定による退職共済年金の受給権者が、その権利を取得した当時、組合員でなく、かつ、その者の組合員期間が四十五年以上であるときは、退職共済年金の額は、第七十九條の規定にかかわらず、前条第二項の規定の例により算定した金額とする。

2 第七十九條第二項及び第三項の規定は前項の退職共済年金の額の算定について、第八十條の規定は同項の退職共済年金の額に加算される加給年金額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつたときは、前条第三項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当時。第三項において同じ。）」とあるのは「当時」と、「前条の」とあるのは「附則第二十條の三第一項においてその例によるものとされた附則第二十條の二第二項の規定並びに附則第二十條の三第二項において準用する前条第二項及び第三項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と読み替えるものとする。

3 前二項の規定によりその額が算定される退職共済年金に係る第七十六條、第八十一條及び附則第二十條第一項の規定により読み替えられた第八十二條の規定の適用については、第七十六條第二項中「第七十九條第一項第二号に掲げる金額に相当する金額」とあるのは「附則第二十條の三第一項においてその例によるものとされた附則第二十條の二第二項第三号に掲げる金額に相当する金額」と、第八

十一條第二項中「相当する部分及び前条第一項に規定する加給年金額に相当する部分」とあるのは「相当する部分」と、「第七十九條第一項第二号に掲げる金額及び前条第一項」とあるのは「附則第二十條の三第一項においてその例によるものとされた附則第二十條の二第二項第一号及び第三号に掲げる金額並びに附則第二十條の三第二項において準用する前条第一項」と、同条第四項及び第五項中「前条第一項」とあるのは「附則第二十條の三第二項において準用する前条第一項」と、附則第二十條第一項の規定により読み替えられた第八十二條第一項中「第七十九條第一項第二号に掲げる金額及び第八十條第一項」とあるのは「附則第二十條の二第二項第三号に掲げる金額及び附則第二十條の三第二項において準用する第八十條第一項」とする。

4 組合員である附則第十九條の規定による退職共済年金（第七十九條の規定によりその額が算定されるものに限る。）の受給権者（組合員期間が四十五年以上である者に限る。）が退職したときは、当該退職共済年金の額を、第七十九條の規定にかかわらず、前条第二項の規定の例により算定した金額に改定する。

5 第七十九條第二項及び第三項の規定は前項の退職共済年金の額の算定について、第八十條の規定は同項の退職共済年金の額に加算される加給年金額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつたときは、前条第三項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当時。第三項において同じ。）」とあるのは「附則第二十條の三第四項の規定による退職共済年金の額

の改定に係る退職があつた当時」と、「前条の」とあるのは「附則第二十條の三第四項においてその例によるものとされた附則第二十條の二第二項の規定並びに附則第二十條の三第五項において準用する前条第二項及び第三項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、同条第三項中「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第二十條の三第四項の規定による退職共済年金の額の改定に係る退職があつた当時」と、「当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該退職があつた当時」と読み替えるものとする。

6 前二項の規定によりその額が算定される退職共済年金に係る第七十六條、第八十一條及び附則第二十條第一項の規定により読み替えられた第八十二條の規定の適用については、第七十六條第二項中「第七十九條第一項第二号に掲げる金額に相当する金額」とあるのは「附則第二十條の三第四項においてその例によるものとされた附則第二十條の二第二項第三号に掲げる金額に相当する金額」と、第八十一條第二項中「相当する部分及び前条第一項に規定する加給年金額に相当する部分」とあるのは「相当する部分」と、「第七十九條第一項第二号に掲げる金額及び前条第一項」とあるのは「附則第二十條の三第四項において準用する前条第一項」と、同条第四項及び第五項中「前条第一項」とあるのは「附則第二十條の三第五項において準用する前条第一項」と、附則第二十條第一項の規定により読み替えられた第八十二條第一項中「第七十九條第一項第二号に掲げる金額及び第八十條第一項」とあるのは「附則第二十條の三第四項においてその例によるものとされた附則第二十條の二第二項第三号に掲げる金額及び附則第二十條の三第五

項において準用する第八十条第一項」とする。
附則第二十一条を次のように改める。

第二十一条 附則第二十条の二第二項及び第三項並びに前条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定によりその額が算定される退職共済年金(その受給権者が組合員であるものを除く。)は、その受給権者が国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができるときは、その間、当該退職共済年金に係る附則第二十条の二第二項第一号に掲げる金額に相当する部分の支給を停止する。

附則第二十三条を次のように改める。

第二十三条 附則第十九条の規定による退職共済年金(附則第二十条の二第二項及び第三項の規定によりその額が算定されるものであつて、かつ、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。)の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金については、第八十条第一項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時(退職共済年金を受ける権利を取得した当時)とあるのは、附則第十九条の規定による退職共済年金に係る附則第二十条の二第二項の請求があつた当時(当該請求があつた当時)と、前条第三項とあるのは、同条第三項において準用する前条第三項と、その者によつて」とあるのは、から引き続きその者によつて」と、同条第三項中「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第十九条の規定による退職共済年金に係る附則第二十条の二第二項の請求があつた当時」と、「当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該請求があつた当時から引き続き」とする。

2 附則第十九条の規定による退職共済年金(附則第二十条の三第一項及び第二項の規定によりその額が算定されるものに限る。)の受給権者であつた者が六十五歳に達したとき

に支給する退職共済年金については、第八十条第一項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時(退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつたときは、前条第三項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当時。第三項において同じ。）」とあるのは「附則第十九条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した当時から引き続き」と、同条第三項中「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第十九条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した当時」と、「当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該請求があつた当時から引き続き」とする。

3 附則第十九条の規定による退職共済年金(附則第二十条の三第四項及び第五項の規定によりその額が算定されるものに限る。)の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金については、第八十条第一項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時(退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつたときは、前条第三項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当時。第三項において同じ。）」とあるのは「附則第二十條の三第四項の規定による改定に係る退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第二十條の三第四項の規定による改定に係る退職共済年金の受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該退職共済年金の受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該請求があつた当時から引き続き」とする。

2 附則第十九条の規定による退職共済年金(附則第二十条の三第一項及び第二項の規定によりその額が算定されるものに限る。)の受給権者であつた者が六十五歳に達したとき

とする。
附則第二十四条第一項中「附則第二十条第一項」を「第七十九条第一項、第二項、第三項、第四項、第五項及び第六項並びに附則第二十五条の二第二項及び第三項並びに附則第二十五条の四第二項及び第五項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。）」に、「同項」を「第七十九条第一項又は附則

第二十條の二第二項」に改め、「相当する金額」の下に「(附則第二十六條第十項並びに附則第二十六條の二第一項及び第四項において、特例加算額という。)」を加え、同条第二項を次のように改める。
2 前項の規定によりその額が算定される退職共済年金の受給権者についてこの法律を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第七十六条第二項	第七十九条第一項第二号に掲げる金額に相当する金額	第七十九条第一項第二号に掲げる金額及び附則第二十四条第一項に規定する特例加算額に相当する金額
第八十一条第二項第一号	第七十九条第一項第二号に掲げる金額	第七十九条第一項第二号に掲げる金額、附則第二十四条第一項に規定する特例加算額
附則第二十条第一項の規定により読み替えられた第八十二条第一項	第七十九条第一項第二号に掲げる金額	第七十九条第一項第二号に掲げる金額、附則第二十四条第一項に規定する特例加算額
附則第二十条の二第二項	第七十九条の規定によりその額が算定されるもの	附則第二十四条第一項の規定によりその額が算定されるもののうち当該額が第七十九条第一項の規定により算定した金額を含むもの
附則第二十条の二第三項	前項	附則第二十四条第一項
附則第二十条の二第四項	附則第二十条の二第二項の規定並びに同条第三項	附則第二十四条第一項の規定並びに附則第二十条の二第三項
	附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額に相当する金額	附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額及び附則第二十四条第一項に規定する特例加算額に相当する金額
	並びに同条第三項において準用する前条第一項	、附則第二十四条第一項に規定する特例加算額並びに附則第二十条の二第三項において準用する前条第一項
	及び同条第三項において準用する第八十条第一項	、附則第二十四条第一項に規定する特例加算額及び附則第二十条の二第三項において準用する第八十条第一項

附則第二十条の三第二項	前項	附則第二十四条第一項
	附則第二十条の三第一項においてその例によるものとされた附則第二十条の第二項	
附則第二十条の三第三項	附則第二十条の三第二項第三号に掲げる金額に相当する金額	附則第二十条の三第二項第三号に掲げる金額及び附則第二十四条第一項に規定する特例加算額に相当する金額
	並びに附則第二十条の三第二項において準用する前条第一項	、附則第二十四条第一項に規定する特例加算額並びに附則第二十条の三第二項において準用する前条第一項
附則第二十条の三第四項	及び附則第二十条の三第二項において準用する第八十条第一項	、附則第二十四条第一項に規定する特例加算額及び附則第二十条の三第二項において準用する第八十条第一項
	第七十九条の規定によりその額が算定されるもの	附則第二十四条第一項の規定によりその額が算定されるものうち当該額が第七十九条第一項の規定により算定した金額を含むもの
附則第二十条の三第五項	前項	附則第二十四条第一項
	附則第二十条の三第四項においてその例によるものとされた附則第二十条の第二項	附則第二十四条第一項
附則第二十条の三第六項	附則第二十条の三第二項第三号に掲げる金額に相当する金額	附則第二十条の三第二項第三号に掲げる金額及び附則第二十四条第一項に規定する特例加算額に相当する金額
	並びに附則第二十条の三第五項において準用する前条第一項	、附則第二十四条第一項に規定する特例加算額並びに附則第二十条の三第五項において準用する前条第一項
附則第二十一条	及び附則第二十条の三第五項において準用する第八十条第一項	、附則第二十四条第一項に規定する特例加算額及び附則第二十条の三第五項において準用する第八十条第一項
	附則第二十条の三第二項及び第三項並びに前条第一項、第二項、第四項及び第五項	附則第二十四条第一項の規定によりその額が算定される退職共済年金のうち当該額が附則第二十条の三第二項（前条第一項）

附則第二十五条の三第三項	前条第一項	五項の規定によりその額が算定される退職共済年金を含むもの
	附則第二十条の三第二項及び第三項の規定によりその額が算定されるもの	項及び第四項においてその例による場合を含むもの。の規定により算定した金額を含むもの
前条第二項	附則第二十条の三第一項及び第二項の規定によりその額が算定されるもの	次条第一項の規定によりその額が算定されるものうち当該額が附則第二十条の三第二項の規定により算定した金額を含むもの
	附則第二十条の三第四項及び第五項の規定によりその額が算定されるもの	次条第一項の規定によりその額が算定されるものうち当該額が附則第二十条の三第四項の規定により算定した金額を含むもの
前条第三項	附則第二十条の三第四項及び第五項の規定によりその額が算定されるもの	次条第一項の規定によりその額が算定されるものうち当該額が附則第二十条の三第四項の規定により算定した金額を含むもの
	前項	附則第二十四条第一項
附則第二十五条の三第二項	附則第二十五条の三第二項においてその例によるものとされた附則第二十条の第二項	附則第二十四条第一項
	附則第二十条の三第二項第三号に掲げる金額に相当する金額	附則第二十条の三第二項第三号に掲げる金額及び附則第二十四条第一項に規定する特例加算額に相当する金額
附則第二十五条の三第一項	金額及び附則第二十五条の三第二項において準用する前条第一項	金額、附則第二十四条第一項に規定する特例加算額及び附則第二十五条の三第二項において準用する前条第一項
	及び附則第二十五条の三第三項において準用する第八十条第一項	、附則第二十四条第一項に規定する特例加算額及び附則第二十五条の三第三項において準用する第八十条第一項
附則第二十五条の三第二項	前項	附則第二十四条第一項
	附則第二十五条の三第二項においてその例によるものとされた附則第二十条の第二項	附則第二十四条第一項

第四項	三号に掲げる金額に相当する金額 金額及び附則第二十五条の三第三項において準用する前条第一項 及び附則第二十五条の三第三項において準用する第八十条第一項	金額及び附則第二十四条第一項に規定する特例加算額に相当する金額 金額、附則第二十四条第一項に規定する特例加算額及び附則第二十五条の三第三項において準用する前条第一項 、附則第二十四条第一項に規定する特例加算額及び附則第二十五条の三第三項において準用する第八十条第一項	附則第二十四条第一項に規定する特例加算額及び附則第二十五条の三第三項において準用する第八十条第一項
附則第二十五条の三第五項	第七十九条の規定によりその額が算定されるもの	附則第二十四条第一項の規定によりその額が算定されるものうち当該額が第七十九条第一項の規定により算定した金額を含むもの	
附則第二十五条の三第六項	前項 附則第二十五条の三第五項においてその例によるものとされた附則第二十条の第二項	附則第二十四条第一項 附則第二十四条第一項	
附則第二十五条の三第七項	附則第二十条の第二項第三号に掲げる金額に相当する金額 金額及び附則第二十五条の三第六項において準用する前条第一項 及び附則第二十五条の三第六項において準用する第八十条第一項	附則第二十条の第二項第三号に掲げる金額及び附則第二十四条第一項に規定する特例加算額に相当する金額 金額、附則第二十四条第一項に規定する特例加算額及び附則第二十五条の三第六項において準用する前条第一項 、附則第二十四条第一項に規定する特例加算額及び附則第二十五条の三第六項において準用する第八十条第一項	附則第二十四条第一項 附則第二十四条第一項
附則第二十五条の三第九項	附則第二十条の第二項及び第三項の規定によりその額が算定されるもの	附則第二十四条第一項の規定によりその額が算定されるものうち当該額が附則第二十条の第二項の規定により算定した金額を含むもの	
附則第二十五条の三第十項	附則第二十条の第二項及び第三項又は附則第二十条の三第一項、第二項、第四項及び第五項の規定によりその額が算定されるもの	附則第二十四条第一項の規定によりその額が算定されるものうち当該額が附則第二十条の第二項（附則第二十条の三第一項及び第四項においてその例による場合を含む。）の規定により算定した金額を含むもの	

附則第二十五条の四第三項	前項 附則第二十五条の四第二項においてその例によるものとされた附則第二十条の第二項	附則第二十四条第一項 附則第二十四条第一項	附則第二十条の第二項第三号に掲げる金額 金額、附則第二十四条第一項に規定する特例加算額
附則第二十五条の四第四項	附則第二十条の第二項第三号に掲げる金額に相当する金額 金額及び附則第二十五条の四第四項において準用する前条第一項 及び附則第二十五条の四第六項において準用する第八十条第一項	附則第二十条の第二項第三号に掲げる金額及び附則第二十四条第一項に規定する特例加算額に相当する金額 金額、附則第二十四条第一項に規定する特例加算額及び附則第二十五条の四第六項において準用する前条第一項 、附則第二十四条第一項に規定する特例加算額及び附則第二十五条の四第六項において準用する第八十条第一項	附則第二十条の第二項第三号に掲げる金額及び附則第二十四条第一項に規定する特例加算額に相当する金額 金額、附則第二十四条第一項に規定する特例加算額及び附則第二十五条の四第六項において準用する第八十条第一項
附則第二十五条の四第五項	第七十九条の規定によりその額が算定されるもの	附則第二十四条第一項の規定によりその額が算定されるものうち当該額が第七十九条第一項の規定により算定した金額を含むもの	
附則第二十五条の四第六項	前項 附則第二十五条の四第五項においてその例によるものとされた附則第二十条の第二項	附則第二十四条第一項 附則第二十四条第一項	
附則第二十五条の四第七項	附則第二十条の第二項第三号に掲げる金額に相当する金額 金額及び附則第二十五条の四第六項において準用する前条第一項 及び附則第二十五条の四第六項において準用する第八十条第一項	附則第二十条の第二項第三号に掲げる金額及び附則第二十四条第一項に規定する特例加算額に相当する金額 金額、附則第二十四条第一項に規定する特例加算額及び附則第二十五条の四第六項において準用する前条第一項 、附則第二十四条第一項に規定する特例加算額及び附則第二十五条の四第六項において準用する第八十条第一項	附則第二十条の第二項第三号に掲げる金額及び附則第二十四条第一項に規定する特例加算額に相当する金額 金額、附則第二十四条第一項に規定する特例加算額及び附則第二十五条の四第六項において準用する第八十条第一項

附則第二十五条の四 第九項	附則第二十条の二第二項及び第三項の規定によりその額が算定されるもの	附則第二十四条第一項の規定によりその額が算定されるもののうち当該額が附則第二十条の二第二項の規定により算定した金額を含むもの
附則第二十五条の四 第十項	附則第二十条の二第二項及び第三項又は附則第二十条の三第一項、第二項、第四項及び第五項の規定によりその額が算定されるもの	附則第二十四条第一項の規定によりその額が算定されるもののうち当該額が附則第二十条の二第二項（附則第二十条の三第一項及び第四項においてその例による場合を含む。）の規定により算定した金額を含むもの
附則第二十五条の五 第二項	附則第二十条の二第二項及び第三項の規定により算定されるもの	附則第二十四条第一項の規定により算定されるもののうち当該額が附則第二十五条の二第二項の規定により算定した金額を含むもの
附則第二十五条の五 第三項	附則第二十条の二第二項第一号及び第三号に掲げる金額並びに	附則第二十条の二第二項第一号及び第三号に掲げる金額、附則第二十四条第一項に規定する特例加算額並びに
附則第二十五条の五 第四項	附則第二十条の二第二項及び第三項又は附則第二十条の三第一項、第二項、第四項及び第五項の規定によりその額が算定されるもの	附則第二十四条第一項の規定によりその額が算定されるもののうち当該額が附則第二十条の二第二項（附則第二十条の三第一項及び第四項においてその例による場合を含む。）の規定により算定した金額を含むもの
附則第二十五条の六 第七十九条の規定によりその額並びに	附則第二十条の二第二項第一号及び第三号に掲げる金額並びに	附則第二十条の二第二項第一号及び第三号に掲げる金額、附則第二十四条第一項に規定する特例加算額並びに
附則第二十五条の七 第三項	附則第二十五条の四第五項及び第六項の規定によりその額が算定されるもの	附則第二十四条第一項の規定によりその額が算定されるもの

の額が算定されるもの

第二十五条の四第五項の規定により算定した金額を含むもの

附則第二十五条第一項及び第二項中「附則第十九条第一項」を「附則第十九条」に、「同条第一項」を「同条第一号」に改め、同条第三項中「この条」を「この項及び次条第一項」に、「附則第十九条第一項」を「附則第十九条」に、「同項」を「同条第一号」に改め、同条第四項中「附則第二十一条」を「次条第四項」に改め、同条の次に次の六条を加える。

（昭和二十四年四月一日以前に生まれた者等に支給する特例による退職共済年金の額の特例）

第二十五条の二 附則第十九条の規定による退職共済年金の受給権者が、次の各号のいずれかに該当する者であるときは、第七十九条、附則第二十条の二及び附則第二十条の三の規定は、当該受給権者に支給する退職共済年金については、適用しない。

- 一 特定警察職員等（附則第十九条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得したときにおいて、前条第三項に規定する組合員であつた者であり、かつ、引き続き二十年以上警察官若しくは皇宮護衛官又は消防吏員若しくは常勤の消防団員として在職していた者その他これらに準ずる者として政令で定める者をいう。以下同じ。）以外の者で昭和十六年四月一日以前に生まれたもの
- 二 特定警察職員等である者で昭和二十二年四月一日以前に生まれたもの
- 三 前二号に掲げる者以外の者で前条第二項又は第三項の規定の適用を受けるもの
- 四 前項に規定する場合においては、当該退職共済年金の額は、附則第二十条の二第二項の規定の例により算定した金額とする。
- 五 第七十九条第二項及び第三項の規定は前項の退職共済年金の額の算定について、第八十条の規定は同項の退職共済年金の額に加算さ

れる加給年金額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「前条第三項」とあるのは「附則第二十五条の二第三項」として準用する。前条第三項と、「前条の」とあるのは「附則第二十五条の二第二項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項の規定並びに附則第二十五条の二第三項において準用する前条第二項及び第三項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と読み替えるものとする。

- 六 前二項の規定によりその額が算定される退職共済年金に係る第七十六条、第八十一条及び附則第二十条第一項の規定により読み替えられた第八十二条の規定の適用については、第七十六条第二項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額に相当する金額」とあるのは「附則第二十五条の二第二項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額に相当する金額」と、第八十一条第二項中「相当する部分及び前条第一項」とあるのは「相当する部分及び附則第二十五条の二第三項において準用する前条第一項」と、「第七十九条第一項第二号に掲げる金額及び前条第一項」とあるのは「附則第二十五条の二第二項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額及び附則第二十五条の二第三項において準用する前条第一項」と、同条第四項及び第五項中「前条第一項」とあるのは「附則第二十五条の二第三項において準用する前条第一項」と、附則第二十条第一項の規定により読み替えられた第八十二条第一項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額及び第八十条第一項」とあるのは「附則第二十五条の二第二項においてその例によるものとされた附則第二

十条の二第二項第三号に掲げる金額及び附則第二十五条の二第三項において準用する第八十条第一項」とする。

第二十五条の三 特定警察職員等以外の者で次の表の上欄に掲げる者であるもの（附則第二十五条第二項の規定の適用を受ける者を除く。）が、同表の下欄に掲げる年齢以上六十五歳未満である間において、附則第十九条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した場合においては、第七十九条、附則第二十条の二及び附則第二十条の三の規定は、当該受給権者に支給する退職共済年金については、適用しない。

昭和十六年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	六十一歳
昭和十八年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者	六十二歳
昭和二十年四月二日から昭和二十二年四月一日までの間に生まれた者	六十三歳
昭和二十二年四月二日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者	六十四歳

2 前項に規定する場合においては、当該退職共済年金の額は、附則第二十条の二第二項の規定の例により算定した金額とする。

- 三 第七十九条第二項及び第三項の規定は前項の退職共済年金の額の算定について、第八十条の規定は同項の退職共済年金の額に加算される加給年金額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「前条第三項」とあるのは「附則第二十五条の二第三項において準用する前条第三項」と、「前条の」とあるのは「附則第二十五条の二第三項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項の規定並びに附則第二十五条の二第三項において準用する前条第二項及び第三

項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と読み替えるものとする。

4 前二項の規定によりその額が算定される退職共済年金に係る第七十六条、第八十一条及び附則第二十条第一項の規定により読み替えられた第八十二条の規定の適用については、第七十六条第二項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額に相当する金額」とあるのは「附則第二十五条の二第二項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額に相当する金額」と、第八十一条第二項中「相当する部分及び前条第一項」とあるのは「相当する部分及び附則第二十五条の二第三項において準用する前条第一項」と、「第七十九条第一項第二号に掲げる金額及び前条第一項」とあるのは「附則第二十五条の二第三項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額及び附則第二十五条の二第三項において準用する前条第一項」と、附則第二十条第一項の規定により読み替えられた第八十二条第一項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額及び第八十条第一項」とあるのは「附則第二十五条の二第二項においてその例によるものとされた附則第二

- 五 特定警察職員等以外の者である附則第十九条の規定による退職共済年金（第七十九条の規定によりその額が算定されるものに限る。）の受給権者第一項の表の上欄に掲げる者（附則第二十五条第二項の規定の適用を受ける者を除く。）に限る。）が同表の下欄に掲げる年齢に達したときは、当該退職共済年金の額を、第七十九条の規定にかかわらず、附則第二十条の二第二項の規定の例により算定

附則第二十条の二第二項の規定の例により算定

条の第三五項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額及び附則第二十五条の第三六項において

項において準用する前条第一項に規定する加給年金額に相当する部分」と、「附則第二十条の第二項第一号及び第三号に掲げる金額並

第二十五条の四 特定警察職員等である者で次の表の上欄に掲げる者であるもの(附則第二十五条第三項の規定の適用を受ける者を除く。)が、同表の下欄に掲げる年齢以上六十五歳未満である間において、附則第十九条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した場合においては、第七十九条、附則第二十条の二及び附則第二十条の三の規定は、当該受給権者に支給する退職共済年金については、適用しない。

昭和二十二年四月二日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者	六十一歳
昭和二十四年四月二日から昭和二十六年四月一日までの間に生まれた者	六十二歳
昭和二十六年四月二日から昭和二十八年四月一日までの間に生まれた者	六十三歳
昭和二十八年四月二日から昭和三十年四月一日までの間に生まれた者	六十四歳

- 共済年金の額は、附則第二十条の二第二項の規定の例により算定した金額とする。
- 第三十九條第二項及び第三十三項の規定は前項の退職共済年金の額の算定について、第八十條の規定と同項の退職共済年金の額に加算される加給年金額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「當時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつたときは、前条第三十三項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当時」第三項において同じ。」とあるのは、「當時」と、「前条の」とあるのは「附則第二十五條の四第二項に於いてその例によるものとされた附則第二十條の二第二項の規定並びに附則第二十五條の四第三項において準用する前条第二項及び第三項」と、「同條の規定」とあるのは、これららの規定」と読み替へるものとする。
- 第四十二條の規定によりその額が算定される退職共済年金に係る第七十六條、第八十一條及及び附則第二十條第一項の規定により読み替えられた第八十二條の規定の適用については、第七十六條第二項中「第七十九條第一項第二号に掲げる金額に相当する金額」とあるのは「附則第二十五條の四第二項に於いてその例によるものとされた附則第二十條の二第二項第三号に掲げる金額に相當する金額」と、第八十一條第二項中「相當する部分及び前条第一項」とあるのは「相當する部分及び附則第十五條の四第三項において準用する前条第一項」と、「第七十九條第一項第二号に掲げる金額及び前条第一項」とあるのは「附則第二十五條の四第二項におい

ける金額及び」とする。

第二十五条の五 附則第十九条の規定による退職共済年金その受給権者が昭和十六年四月一日以前に生まれた者であるものに限り。）は、その受給権者が国民年金法による老齢基年金（その受給権者が国民年金の被保険者であることを理由としてその支給が停止されているものを除く。）の支給を受けることができるときは、その間、その支給を停止することができる。

2 附則第十九条の規定による退職共済年金（次の各号のいずれかに該当するものに限る。）は、その受給権者が、組合員でなく、かつ、国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができるときは、その間、当該退職共済年金に係る附則第二十条の第二項第一号に掲げる金額に相当する部分の支給を停止する。

一 その額が附則第二十五条の第二項及び第三項の規定により算定されるものである。

りかつ、その受給権者が昭和十六年四月二日以後に生まれた者であるもの

二 その額が附則第二十五条の三第二項、第三項、第五項及び第六項又は前条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定により算定されるもの

3 附則第十九条の規定による退職共済年金（前項各号のいずれかに該当するものに限る。）については、その受給権者が、組合員であり、かつ、国民年金法による老齢基礎年金

4 附則第十九条の規定による退職共済年金金額並びに」とする。

附則第二十条の三第五項において準用する前条第一項」と、「第七十九条第一項第二号に掲

二十五条の第四五項から第七項までの規定は、当該受給権者に支給する退職共済年金に

受給権者（特定警察職員等以外の者に限る。）が附則第二十五条の三第一項の表の下欄に掲

あるものに限る。の額に加算される加給年金額について、それぞれ準用する。この場合

2 附則第十九条の規定による退職共済年金（附則第二十五条の第三項及び第六項の規定によりその額が算定されるもの又は前条第一項に規定する繰上げ調整額が加算されたもの（その受給権者が特定警察職員等以外の者であるものに限る。）であつて、かつ、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。）の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金については、第八十条第一項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額」とあるのは「附則第二十五条の第三項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時当該年齢に達した当時、附則第十九条の規定による退職共済年金の額（附則第二十五条の第六項に規定する繰上げ調整額を除く。）」と、「前条第三項」とあるのは附則第二十五条の第三項又は附則第二十五条の六第七項において準用する

前条第三項」と、「その者によつて」とあるのは「から引き続きその者によつて」と、同条第三項中「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第二十五条の第三項の表の下欄に掲げる年齢に達したた当時」と、「当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該年齢に達した当時から引き続き」とする。

3 附則第十九条の規定による退職共済年金（附則第二十五条の四五項及び第六項の規定によりその額が算定されるもの又は前条第一項に規定する繰上げ調整額が加算されたもの）の受給権者が特定警察職員等である者であるものに限る。）に限り、受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金については、第八十条第一項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利を

てその例によるものとされた同号に掲げる金額に相当する金額を含む）、特例加算額又は前条第五項においてその例によるものとされた附則第二十条の第二項第三号に掲げる金額に係る前条第五項の規定による減額後の額を除き、その支給を停止する。

一 当該受給資格に係る雇用保険法第二十三条第二項に規定する受給期間が経過したとき。

二 当該受給権者が当該受給資格に係る雇用保険法第二十二條第一項に規定する所定給付日数に相当する日数分（同法第二十二條の第二項の規定により基本手当同法の規定による基本手当をいう。以下この条において同じ。）の支給を受ける者にあつては、同法第二十二條第一項に規定する所定

終日数に同法第二十二條の二第一項の規定により基本手当を支給する日数を加えた日数に相当する日数分の基本手当の支給を受け終つたとき、同法第二十八條第一項に規定する延長給付を受ける者にあつては、当該延長給付が終つたとき、
 前項に規定する求職の申込みがあつた月の翌月から同項各号のいずれかに該当するに至つた月までの期間において、次の各号のいずれかに該当する月があつたときは、同項の規定は、その月分の退職共済年金については、適用しない。
 一 その月において、主務省令で定めるところにより当該退職共済年金の支給権者が基本手当の支給を受けた日とみなされる日及びこれに準ずる日として政令で定める日がないこと。
 二 その月分の退職共済年金について、第八十一條第一項及び第二項の規定により、その全部又は一部の支給が停止されていること。
 第三 第一項各号のいずれかに該当するに至つた場合において、同項に規定する求職の申込み

があつた月の翌月から同項各号のいずれかに該当するに至つた月までの各月のうち同項の規定により退職共済年金の支給が停止された月(以下この項において「年金停止月」という。)の数から前項第一号に規定するみなされる日の数を三十で除して得た数(未満の端数が生じたときは、これを一に切り上げるものとする)を控除して得た数が一以上であるときは、年金停止月のうち、当該控除して得た数に相当する月数分の直近の各月については、第一項の規定による退職共済年金の支給停止が行われなかつたものとみなす。

4 雇用保険法第十四条第三項第一号に規定する受給資格を有する者であつて、同法第十五条第二項の規定による求職の申込みをしたもの(第一項各号のいずれにも該当するに至つていない者に限る。)が、附則第十九条又は前条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得したときは、第一項各号のいずれかに該当するに至るまでの間、当該退職共済年金については、その額のうち、第七十九条第一項第二号に掲げる金額(附則第二十条の第二項第三号に掲げる金額(附則第二十条の第三項及び第四項、附則第二十五条の第二項及び第二十五條の三第二項及び第五項並びに附則第二十五条の四第二項及び第五項においてその例によるものとされた同号に掲げる金額に相当する金額を含む。)、特例加算額又は前条第五項においてその例によるものとされた附則第二十条の第二項第三号に掲げる金額に係る前条第五項の規定による減額後の額を除き、その支給を停止する。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第二項中「前項に規定する求職の申込みがあつた月」とあるのは、「第四項に規定する者が附則第十九条又は前条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した月」と、「同項各号」とあるのは、「前項各号」と、「同項の規定」とあるのは「第四項の規定」と、第三項中「同項に規定する求職の申込みがあつた月」とあるのは「次項に規定する者が附則第十九条又は前条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した月」と、「同項各号」とあるのは「次項の規定」とあるのは「次項の規定」と読み替へるものとする。

は「第四項の規定」と、第三項中「同項に規定する求職の申込みがあつた月」とあるのは「次項に規定する者が附則第十九条又は前条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した月」と、「同項各号」とあるのは「第一項各号」と、「同項の規定」とあるのは「次項の規定」と、「第一項の規定」とあるのは「次項の規定」と読み替へるものとする。

第二十六條の三 附則第十九条又は附則第二十六條の規定による退職共済年金の受給権者が同時に組合員である日の属する月(その者が当該組合員の資格を取得した日の属する月を除く。)について、その者が雇用保険法の規定による高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができるときは、その月分の退職共済年金の額に係る第八十一条第二項(附則第三十条の二第四項、附則第二十条の三第三項若しくは第六項、附則第二十四条第二項、附則第二十五条の二第四項、附則第二十五条の三第四項、第七項若しくは第十項、附則第二十五條の四第四項、第七項若しくは第十項、附則第二十五條の五第三項(附則第二十六條第九項において準用する場合を含む。))若しくは第四項、附則第二十五条の六第八項若しくは第十項又は附則第二十六條第八項において読み替へて適用する場合を含む。以下この条において同じ。の規定により支給の停止を行わないこととされる金額は、第八十一条第二項の規定にかかわらず、当該金額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる金額(その金額に十分の二十五を乗じて得た額と当該受給権者に係る掛金の標準となつた給料の額に第四十四条第二項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額(以下この条において「給与月額」という。))との合計金額が雇用保険法第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額(以下この条において「支給限度額」という。)を超えるときは、支給限度額から当該給与月額を控除して得た

金額に二十五分の十を乗じて得た額)に十二を乗じて得た額(以下この条において「調整額」という。)を控除して得た金額とする。

一 当該受給権者に係る給与月額が、雇用保険法第六十一条第一項、第三項及び第四項の規定によるみなし賃金日額(以下この条において「みなし賃金日額」という。)に三十を乗じて得た額の百分の六十四に相当する金額未満であるとき。当該受給権者の給与月額に百分の十を乗じて得た額

二 前号に該当しないとき。当該受給権者の給与月額に、みなし賃金日額に三十を乗じて得た額に対する当該受給権者に係る給与月額の割合が過増する程度に応じ、百分の十から一定の割合で逡減するように主務省令で定める率を乗じて得た額

2 前項の場合において、調整額が第八十一条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる金額(第八十条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは、当該加給年金額を控除して得た金額)以上であるとときは、退職共済年金の全部の支給を停止する。

3 附則第十九条又は附則第二十六條の規定による退職共済年金については、次の各号のいずれかに該当するときは、前二項の規定は、適用しない。

一 当該退職共済年金の受給権者に係る給与月額がみなし賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の八十五に相当する金額以上であるととき。

二 当該退職共済年金の受給権者に係る給与月額が支給限度額以上であるとき。

4 第一項及び第二項の規定を適用する場合においては、第七十五条第二項の規定は、適用しない。

5 前各項の規定は、附則第十九条又は附則第二十六條の規定による退職共済年金の受給権者が同時に組合員である日の属する月(その者が当該組合員の資格を取得した日の属する

月を除く。)について、その者が雇用保険法の規定による高年齢再就職給付金の支給を受けることができる場合について準用する。この場合において、第一項第一号中「第六十一条第一項、第三項及び第四項の規定によるみなし賃金日額(以下この条において「みなし賃金日額」という。))とあるのは「第六十一条の二第一項の賃金日額(以下この条において「賃金日額」という。))と、同項第二号及び第三項第一号中「みなし賃金日額」とあるのは「賃金日額」と読み替へるものとする。

附則第二十八條の四第二項中「附則第二十条第一項第三号の」を「附則第二十条の二第二項第三号(附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五條の二第二項、附則第二十五條の三第二項及び第五項並びに附則第二十六條第五項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。))の」に、「附則第二十条第一項第三号イ」を「附則第二十条の二第二項第三号イ」に、「附則第二十条第二項及び」を「附則第二十条の二第三項、附則第二十条の三第二項及び第五項、附則第二十五條の二第三項、附則第二十五條の三第三項及び第六項、附則第二十五條の六第七項並びに、及び附則第二十三條を」に、「附則第二十三條及び附則第二十五條の七」に、「附則第二十三條第一項第一号」を「附則第二十条の二第二項第一号(附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五條の二第二項、附則第二十五條の三第二項及び第五項並びに附則第二十六條第五項においてその例による場合を含む。))」に改める。

附則第二十八條の六中「附則第二十条第一項第三号」を「附則第二十条の二第二項第三号(附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五條の二第二項、附則第二十五條の三第二項及び第五項、附則第二十五條の四第二項及び第五項並びに附則第二十六條第五項においてその例による場合を含む。))」に改める。

附則第二十八條の七第七項中「前項第五号」を

「第六項第五号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 第百十四条の二の規定は、特例継続組合員については、適用しない。

附則第二十八條の十二の次に次の一條を加える。

(日本国籍を有しない者に対する脱退一時金の支給)

第二十八條の十三 当分の間、組合員期間が六月以上である日本国籍を有しない者(国民年金の被保険者でないものに限る。)であつて、組合員期間等が二十五年未満である者は、脱退一時金の請求をすることができ、ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 日本国内に住所を有するとき。

二 障害共済年金その他政令で定める給付を受ける権利を有したことがあるとき。

三 最後に国民年金の被保険者の資格を喪失した日(同日において日本国内に住所を有していた者にあつては、同日後初めて、日本国内に住所を有しなくなつた日)から起算して二年を経過しているとき。

四 この法律による年金である給付に相当する給付を行うことを目的とする外国の法令の適用を受ける者又は当該外国の法令の適用を受けたことがある者であつて政令で定めるものであるとき。

2 前項の請求があつたときは、その請求をした者に脱退一時金を支給する。

3 脱退一時金の額は、その者の組合員期間に応じ、その期間の平均給料月額に次の表に定める率を乗じて得た額とする。この場合において、その者の平均給料月額の計算については、附則第十四条の八の規定は、適用しない。

組合員期間	率
六月以上二月未満	〇・五

二月以上二月未満	一・〇
八月以上四月未満	一・五
四月以上三月未満	二・〇
三月以上三月未満	二・五
三月以上	三・〇

4 脱退一時金の支給を受けたときは、その額の算定の基礎となつた組合員期間は、長期給付に関する規定の適用については、組合員期間でなかつたものとみなす。

5 脱退一時金について第五十一條及び第五十二條の規定を適用する場合には、第五十一條中「退職共済年金」とあるのは「退職共済年金若しくは脱退一時金」と、第五十二條中「退職共済年金及び」とあるのは「退職共済年金及び脱退一時金並びに」とする。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)

第三條 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第十三條第一項中「三十五年」を「三十七年」に改める。

第四條 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部を次のように改正する。

第三條の五の次に次の一條を加える。

第三條の六 新法第七十六條の三第二項及び新法第七十六條の四の規定は、第三條から第三條の四の二までの規定に規定する給付のうち年金である給付について準用する。

第七條第二項中「額の算定」を削る。

第八條第四項中「附則第二十二條第一項第三号」を「附則第二十二條第二項第三号新法附則第二十二條第三項第一項及び第四項、新法附則第二十五條の三第二項、新法附則第二十五條の三第二項及び第五項並びに新法附則第二十六條第三項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。」に、「附則第二十二條第一項第三号」を「附則第二十二條第二項第三号」に改める。

イに、「附則第二十二條第二項及び」を「附則第二十二條の三第二項、新法附則第二十五條の三第二項、新法附則第二十五條の三第三項及び第六項、新法附則第二十五條の六第七項並びに」に、「及び新法附則第二十三條」を「新法附則第二十三條及び新法附則第二十五條の七」に、「附則第二十二條第一項第一号」を「附則第二十二條第二項第一号(新法附則第二十二條の三第二項、新法附則第二十五條の三第二項、新法附則第二十五條の三第三項、新法附則第二十五條の三第三項及び第五項並びに新法附則第二十六條第五項においてその例による場合を含む。次項において同じ。に、「又は同号に規定する金額に係る新法附則第二十六條第五項を、若しくは新法附則第二十五條の六第一項に規定する繰上げ調整額又は新法附則第二十六條第五項においてその例によるものとされた同号に規定する金額に係る同項」に改め、同条第二項中「附則第二

十條第一項第一号」を「附則第二十二條第二項第一号」に、「又は同号に規定する金額に係る新法附則第二十六條第五項」を「若しくは新法附則第二十五條の六第一項に規定する繰上げ調整額又は新法附則第二十六條第五項においてその例によるものとされた同号に規定する金額に係る同項」に改める。

第十六條中「附則第十九條第一項」を「附則第十九條に、「同項第一号中「六十歳に達した日以後に退職したとき、又は退職した後に組合員となることなくして六十歳に達したとき」とあるのは「退職したとき」とし、同項第二号中「六十歳に達した日以後に退職し、又は退職した後に六十歳に達した者」とあるのは「退職した者」を「同条第一号中「六十歳以上である」とあるのは「退職している」に改める。

第十八條及び第十九條中「附則第二十二條」を「附則第二十二條の三第二項、新法附則第二十五條の三第二項、新法附則第二十五條の三第三項及び第六項、新法附則第二十五條の四第三項及び第六項並びに新法附則第二十五條の六第七項及び第九項」に改める。

第四十八條第三項中「附則第二十二條第一項第三号」を「附則第二十二條第二項第三号(新法附則第二十二條の三第二項、新法附則第二十五條の三第二項、新法附則第二十五條の三第三項、新法附則第二十五條の三第三項及び第五項並びに新法附則第二十六條第五項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。に、「附則第二十二條第一項第三号」を「附則第二十二條第二項第三号」に、「附則第二十二條第二項及び」を「附則第二十二條の三第二項、新法附則第二十五條の三第二項、新法附則第二十五條の三第三項、新法附則第二十五條の三第三項及び第五項並びに新法附則第二十六條第五項においてその例によるものとされた同号に規定する金額に係る同項」に改め、同条第二項中「附則第二

附則第九条の見出し中「支給期月に関する経過措置」を「支給期月等」に改め、同条第二項を

附則第十六條第二項中「附則第二十一條第一項

附則第十九条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「附則第二十条第二項及び」を「附則第

合員期間の月数と退職共済年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の月数とを合算した月数が五百四十月以上であるときは、新共済法附則第二十条の二第五項の規定の適用については、その者は、退職共済年金の額の

算定の基礎となつてゐる組合員期間が四十五年以上である者であるものとみなす。

附則第二十一条第一項中「第八十条（新共済法附則第二十条第二項及び附則第二十六條第六項において準用する場合を含む。）及び附則第二十条を」第八十条、附則第二十条の二第二項（新共済法附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項、附則第二十五条の四第二項及び第五項並びに附則第二十六條第五項においてその例による場合を含む。）、附則第二十条の二第三項、附則第二十条の三第二項及び第五項、附則第二十五条の二第三項、附則第二十五条の三第三項及び第六項、附則第二十五条の四第三項及び第六項、附則第二十五条の六第七項及び第九項並びに附則第二十六條第六項に改め、同条の次に次の一条を加える。

（退職共済年金の支給停止の特例）

第二十一条の二 新共済法附則第十九條の規定による退職共済年金（当該退職共済年金に係る新共済法附則第二十条の二第二項第一号（新共済法附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項、附則第二十五条の四第二項及び第五項並びに附則第二十六條第五項の四第二項及び第五項並びに附則第二十六條第五項の五第一項においてその例による場合を含む。）に規定する金額が当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間を基礎として算定した附則第十六條第一項第二号に規定する金額を超えるものに限る。）に係る新共済法附則第二十一条並びに附則第二十五条の五第二項、第三項及び第四項の規定の適用については、当分の間、新共済法附則第二十一条中、当該退職共済年金に係る附則第二十条の二第二項第一号に掲げる金額とあるのは、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間を基礎として算定した地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第十六條第一項第二号に掲げ

る金額（新共済法附則第二十五条の五第二項、第三項及び第四項において「基礎年金相当部分の額」という。）と、新共済法附則第二十五条の五第二項中「当該退職共済年金に係る附則第二十条の二第二項第一号に掲げる金額」とあるのは「基礎年金相当部分の額」と、同条第三項及び第四項中「附則第二十条の二第二項第一号」とあるのは「基礎年金相当部分の額」とする。

附則第二十二條中「前三條を」附則第十九條から前条までに改める。

附則第三十条第六項中「第七十六條を」第七十六條及び第七十六條の二並びに」に改める。

附則第三十五條第三項中「附則第二十条第一項第三号を」附則第二十条の二第二項第三号（新共済法附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項、附則第二十五条の四第二項及び第五項並びに附則第二十六條第五項においてその例による場合を含む。）に改める。

附則第四十一条中「附則第二十条第一項第三号の二を」附則第二十条の二第二項第三号（新共済法附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに附則第二十六條第五項においてその例による場合を含む。以下この条において同じ。）に、「附則第二十条第一項第三号イを」附則第二十条の二第二項第三号イに改める。

附則第五十九條の次に次の一条を加える。

（遺族年金の失権等）

第五十九條の二 旧共済法第二條第三項及び第九十六條第五号の規定は、遺族年金についてなおその効力を有する。この場合において、旧共済法第二條第三項中「十八歳未満」とあるのは「十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあつて」と、旧共済法第九十六條第五号中「十八歳に達した」とあるの

は「十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了した」と読み替へるものとする。

附則第四十四條第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、退職年金の受給権者（六十歳以上である者に限る。）が組合員である間において、次の各号に掲げる場合に該当する期間があるときは、その期間については、退職年金の額のうち、当該各号に定める金額に新共済法第八十条第一項の規定及び附則第十七條の規定の例により算定した加給年金額に相当する金額を加えた金額に相当する部分に限り、支給の停止は、行わない。

一 その者の基準給与月額（各年の一月から九月までにあつては当該前年の六月、各年の十月から十二月までにあつては当該年の六月）におけるその者の掛金の標準となつた給料の額に新共済法第四十四條第二項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額をいう。以下この項において同じ。）と当該退職年金の額のうちその算定の基礎となつてゐる組合員期間を基礎として新共済法附則第二十条の二第二項の規定、新施行法第十三條の規定並びに附則第八條及び附則第十五條の規定の例により算定した額（新共済法附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額に相当する金額を除く。）の百分の八十に相当する金額（以下この項において「在職中支給基本額」という。）を十二で除して得た額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が二十〇万円以下である

場合 在職中支給基本額に相当する金額二、その者の基準給与月額と基本月額との合計額が二十〇万円を超え、かつ、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれイからニまでに定める金額に十二を乗じて得た額が在職中支給基本額に満たない場合 在職中支給基本額に相当する金額か

ら、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれイからニまでに定める金額に十二を乗じて得た額を控除して得た金額にイ 基本月額が二十〇万円以下であり、かつ、その者の基準給与月額が三十四万円以下である場合 その者の基準給与月額と基本月額との合計額から二十〇万円を控除して得た金額の二分の一に相当する金額

ロ 基本月額が二十〇万円以下であり、かつ、その者の基準給与月額が三十四万円を超える場合 三十四万円と基本月額との合計額から二十〇万円を控除して得た金額の二分の一に相当する金額にその者の基準給与月額から三十四万円を控除して得た金額を加えた金額

ハ 基本月額が二十〇万円を超え、かつ、その者の基準給与月額が三十四万円以下である場合 その者の基準給与月額の二分の一に相当する金額

ニ 基本月額が二十〇万円を超え、かつ、その者の基準給与月額が三十四万円を超える場合 その者の基準給与月額から十七万円を控除して得た金額

附則第五十五條第一項及び第七條第一項中「附則第二十条第一項及び附則第二十四條第一項を」附則第二十条の二第二項及び附則第二十四條第一項（新共済法附則第二十条の二第二項の規定により算定した額に新共済法附則第二十四條第一項に規定する特例加算額を加算する場合に限る。）に、「附則第二十条第二項を」附則第二十条の二第三項に改める。

附則第八十八條第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、障害年金の受給権者が組合員である間において、次の各号に

給料は、なお従前の例による。
(掛金の標準となる給料に関する経過措置)

条第四項及び附則第三十三條の規定は、施行日
の属する月の翌月平成六年十月分以後の掛金の標準となる給料について適用し、施行日の属する月同年九月分以前の掛金の標準となる給料については、なお従前の例による。

(退職共済年金の額の算定に関する経過措置)

第六條 昭和九年四月一日以前に生まれた者に対する第一條の規定による改正後の法附則第二十二條第一項第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「四百四十四月」とあるのは、「四百四十四月(昭和九年四月一日以前に生まれた者のうち、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第八号)附則第十六條第一項に規定する施行日に六十歳以上である者等に該当する者にあつては四百二十月、同項に規定する施行日に六十歳以上である者等に該当する者以外の者にあつては四百三十二月)」とする。

2 昭和九年四月一日以前に生まれた者に対する第五條の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第十六條第一項第一号及び第十九條第四項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「四百四十四月」とあるのは、「四百四十四月(昭和九年四月一日以前に生まれた者のうち、昭和四年四月一日以前に生まれた者又は施行日に六十歳以上である者等に該当する者にあつては四百二十月、同月二日以後に生まれた者(施行日に六十歳以上である者等に該当する者を除く。)にあつては四百三十二月)」とする。

3 昭和九年四月一日以前に生まれた者に対する第三條の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第十三條第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「三十七年」とあるのは、「三十七年(昭和九年四月一日以前に生まれた者のうち、昭和四年四月一日以前に生まれた者又は地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第八号)附則第十六條第一項に規定する施行

日に六十歳以上である者等に該当する者にあつては三十五年、同月二日以後に生まれた者(同項に規定する施行日に六十歳以上である者等に該当する者を除く。)にあつては三十六年)」とする。

4 昭和九年四月一日以前に生まれた者に対する改正共済法附則第二十二條第二項第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「四百四十四月」とあるのは、「四百四十四月(昭和九年四月一日以前に生まれた者のうち、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第八号)附則第十六條第一項に規定する施行日に六十歳以上である者等に該当する者にあつては四百二十月、同項に規定する施行日に六十歳以上である者等に該当する者以外の者にあつては四百三十二月)」とする。

(組合員である間の退職共済年金等の支給停止の特例に関する経過措置)

第七條 この法律の施行の際現に法による退職共済年金及び障害共済年金並びに旧共済法による退職年金及び障害年金(昭和六十年改正法附則第二十二條第七号に規定する退職年金及び障害年金をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。)を受ける権利を有する者(法による退職共済年金及び旧共済法による退職年金を受ける権利を有する者にあつては、昭和十年四月一日以前に生まれた者に限る。)については、改正共済法第八十一條第二項若しくは第九十二條第二項又は第六條の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第四條第二項若しくは第八八條第二項の規定により算定した支給の停止を行わないこととされる金額が、それぞれ第二條の規定による改正前の法第八十一條第二項若しくは第九十二條第二項又は第六條の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第四條第二項若しくは第八八條第二項の規定が平成七年四月一日以後も適用されるものとしてこれらの規定により算定した支給の停止を行わないこととされる金額(以下この条において旧停止解除額という。)

より少ないときは、旧停止解除額に相当する部分に限り、支給の停止は、行わない。

(障害共済年金の支給に関する経過措置)

第八條 平成六年十月一日前に法による障害共済年金を受ける権利を有していたことがある者

施行日 同日において当該障害共済年金を受ける権利を有する者を除く。が、当該障害共済年金の給付事由となつた傷病により、同日において法第八十四條第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態(以下この条において「障害状態」という。)にあるとき、又は同日二日から六十五歳に達する日の前日までの間において、障害状態に該当するに至つたときは、その者は、

施行日 平成六年十月一日(同日において障害状態になつていない者)に於ては、障害状態に該当するに至つたとき)から六十五歳に達する日の前日までの間に、同条第一項の障害共済年金の支給を請求することができる。

2 平成六年十月一日前に旧共済法による障害年金を受ける権利を有していたことがある者(同日において当該旧共済法による障害年金を受け

る権利を有する者を除く。が、当該旧共済法による障害年金の給付事由となつた傷病により、同日において障害状態にあるとき、又は同日二日から六十五歳に達する日の前日までの間において、障害状態に該当するに至つたときは、その者は、平成六年十月一日(同日において障害状態になつていない者)に於ては、障害状態に該当するに至つたとき)から六十五歳に達する日の前日までの間に、法第八十四條第一項の障害共済年金の支給を請求することができる。

3 前二項の請求があつたときは、法第八十四條第一項の規定にかかわらず、その請求をした者に同項の障害共済年金を支給する。

(雇用保険法による基本手当等との調整に関する経過措置)

第九條 改正共済法附則第二十六條の二。及び第二十六條の三

は、改正共済法附則第十九條又は第二十六條の規定による退職共済年金(その受給権者が、平成九年四月一日前にその権利を取得したものに限る。)については、適用しない。

2 改正共済法附則第二十六條の三の規定は、改正共済法附則第十九條又は第二十六條の規定による退職共済年金(その受給権者が、平成九年四月一日前にその権利を取得したものに限る。)については、適用しない。

(脱退一時金に関する経過措置)

第十條 改正共済法附則第二十八條の十三の規定は、この法律の公布の日において日本国内に住

所を有しない者(同日において国民年金の被保険者であつた者及び同日以後国民年金の被保険者となつた者を除く。)については、適用しない。

2 この法律の公布の日から平成七年三月三十一日までの間に、最後に国民年金の被保険者の資格を喪失した日(同日において日本国内に住所を有していた者にあつては、同日後初めて、日本国内に住所を有しなくなつた日)がある者(同年四月一日以後国民年金の被保険者となつた者を除く。)について改正共済法附則第二十八條の十三第一項の規定を適用する場合においては、同条第一項第三号中「最後に国民年金の被保険者の資格を喪失した日(同日において日本国内に住所を有していた者にあつては、同日後初めて、日本国内に住所を有しなくなつた日)」とあ

るのは、「平成七年四月一日」とする。

(罰則に関する経過措置)

第十一條 この法律の施行。前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十二條 附則第二條から前條までに定めるもののほか、長期給付に関する経過措置その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

(所得税法の一部改正)

第十三條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第七十四條第二項第九号中「掛金」の下に「特別掛金を含む。」を加える。

十月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、特別地方消費税の撤廃に関する請願(第一二八号)(第二一九号)(第三一〇号)(第一二八三号)

一、土地税制(住民税)に関する請願(第一八五号)(第一九四号)(第二一〇一号)

一、特別地方消費税の撤廃に関する請願(第二〇四号)(第二三九号)

第二二八号 平成六年十月十七日受理

特別地方消費税の撤廃に関する請願

請願者 山口県宇部市中央町一ノ一〇ノ二

一 中沢幸雄 外千五百六十五名

紹介議員 二木 秀夫君

この請願の趣旨は、第七二号と同じである。

第二二九号 平成六年十月十七日受理

特別地方消費税の撤廃に関する請願

請願者 栃木県塩谷郡藤原町高原四六 石

島惟秀 外九百六十五名

紹介議員 森山 眞弓君

この請願の趣旨は、第七二号と同じである。

第一三〇号 平成六年十月十七日受理

特別地方消費税の撤廃に関する請願

請願者 栃木県塩谷郡藤原町滝五三〇 庄

田雄一 外九百八十八名

紹介議員 岩崎 純三君

この請願の趣旨は、第七二号と同じである。

第一八三号 平成六年十月十八日受理

特別地方消費税の撤廃に関する請願

請願者 群馬県前橋市石倉町三ノ一二ノ

二 上村豊 外千二名

紹介議員 中曾根 弘文君

この請願の趣旨は、第七二号と同じである。

第一八五号 平成六年十月十八日受理

土地税制(住民税)に関する請願

請願者 静岡市鷹匠三ノ一八ノ一六 加田

泰下

紹介議員 本宮 和彦君

平成三年度の土地税制改革は、バブル真つただ中の異常な事態の下で行われたが、その後、地価は国民の購買力を無視して暴騰した反動で一時的に大幅に下落し、現在もやや下降ぎみに推移している。しかし、個人の土地等の長期譲渡所得課税の税率が平成四年より三十九%(所得税三十%を含む)に引き上げられて以来、宅地供給は極端に減少し、このまま推移すれば宅地が不足し需給アンバランスによる地価高騰が懸念される。また、税制の軽減特例対象外の都市市街地の未利用地を流動化してその有効利用を促進し、生産緑地法の改正による市街化農地の宅地化を真に実効ある制度とする必要があり、このことは景気浮揚の観点からも極めて有効な施策である。ついては、次の事項について実現を図りたい。

一、個人の土地建物等の長期譲渡所得にかかる住民税の税率九%を六%に引き下げること。

第一九四号 平成六年十月十九日受理

土地税制(住民税)に関する請願

請願者 滋賀県大津市京町三ノ一ノ三

竹川昌一

紹介議員 中村 鋭一君

この請願の趣旨は、第一八五号と同じである。

第二〇一号 平成六年十月十九日受理

土地税制(住民税)に関する請願

請願者 長崎市目覚町三ノ一九 社団法人

長崎県宅地建物取引業協会会長

山川 實

紹介議員 松谷 蒼一郎君

この請願の趣旨は、第一八五号と同じである。

第二〇四号 平成六年十月十九日受理

特別地方消費税の撤廃に関する請願

請願者 福井県坂井郡芦原町中番二八ノ一

〇 土田茂一 外千七百六十六名

紹介議員 山崎 正昭君

この請願の趣旨は、第七二号と同じである。

第二三九号 平成六年十月二十日受理

特別地方消費税の撤廃に関する請願

請願者 富山市丸の内一ノ三ノ一〇 坂井

幸雄 外二百五十二名

紹介議員 鹿熊 安正君

この請願の趣旨は、第七二号と同じである。

平成六年十一月十一日印刷

平成六年十一月十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局